

平成 25 年 6 月 20 日（木曜日）

第 6 回南三陸町議会定例会会議録

（第 3 日目）

平成25年6月20日（木曜日）

応招議員（15名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

出席議員（15名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町	長	遠藤健治君

會計管理者兼出納室長	佐藤 秀一 君
總務課長	三浦 清隆 君
企画課長	阿部 俊光 君
町民稅務課長	佐藤 和則 君
保健福祉課長	最知 明広 君
環境対策課長	千葉 晴敏 君
産業振興課長	佐藤 通 君
産業振興課参事 (農林行政担当)	高橋 一清 君
建設課長	三浦 孝 君
危機管理課長	佐々木 三郎 君
復興事業推進課長	及川 明 君
復興用地課長	佐藤 孝志 君
復興市街地整備課長	沼澤 広信 君
上下水道事業所長	三浦 源一郎 君
総合支所長 兼地域生活課長	佐藤 広志 君
総合支所町民福祉課長	菅原 みよし 君
公立志津川病院事務長	横山 孝明 君
總務課長補佐	三浦 浩 君
總務課上席主幹 兼財政係長	佐藤 宏明 君

教育委員会部局

教 育 長	佐藤 達朗 君
教育總務課長	芳賀 俊幸 君
生涯學習課長	及川 庄弥 君

監査委員部局

代表監査委員	首藤 勝助 君
事務局長	阿部 敏克 君

選挙管理委員会部局

書記長	三浦 清隆 君
-----	---------

農業委員会部局

事務局職員出席者

事 務 局 長

阿 部 敏 克

主 幹 兼 総 務 係 長
兼 議 事 調 査 係 長

三 浦 勝 美

議事日程 第3号

平成25年6月20日(木曜日)

午前10時 開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

第 3 報告第 1号 平成24年度南三陸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

第 4 報告第 2号 平成24年度南三陸町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

第 5 報告第 3号 平成24年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計事故繰越し繰越計算書の報告について

第 6 議案第60号 南三陸町災害危険区域設定条例の一部を改正する条例制定について

第 7 議案第61号 財産の取得について

第 8 議案第62号 平成25年度南三陸町一般会計補正予算(第2号)

第 9 議案第63号 平成25年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第9まで

午前10時00分 開議

○議長（後藤清喜君） おはようございます。

定例会3日目でございます。きょうは梅雨の中休みということで天気がよいようですので、健康には十分気をつけていただきたいと思います。

ただいまの出席議員数は15人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（後藤清喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において5番山内昇一君、6番山内孝樹君を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 一般質問

○議長（後藤清喜君） 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。

通告6番、菅原辰雄君。質問件名、1、まちづくりについて。以上1件について、一問一答方式による菅原辰雄君の登壇、発言を許します。8番菅原辰雄君。

〔8番 菅原辰雄君 登壇〕

○8番（菅原辰雄君） 8番菅原辰雄は議長の許可を得たので一般質問を行います。

まちづくりについて町長に伺います。

決して忘れることのできないあの大地震、大津波から2年3カ月が過ぎました。しかし、それだけ時間が経過したにもかかわらず、被災した多くの人たちは仮設住宅、みなし仮設住宅生活を余儀なくされている現状であります。

発災直後、町では職住分離として住まいは安全な高台へと決定し、現在災害公営住宅建設用地や防災高台集団移転用地の造成も始まっており、10月ごろあるいは年内に随時造成工事に着手と言われております。

そのような中だが、旧志津川市街地区及び周辺の土地利用計画が示されて久しいが、まずこの計画の震災復興祈念公園についてであります。建設予定地は八幡川右岸の約24ヘクタールに国費で建設計画だと認識しております。時がたつにつれ震災関連の国営公園等は県内1カ

所とか被害の大きい石巻市との報道がされるようになっている現状であります。本町で示された土地利用計画で示した震災復興祈念公園計画はどのようになっているのか、2年も過ぎた今、当初のスケジュール表によればさまざまな動き、報道が報じられてもよいのに、一向にそのような気配が感じられない。

各種事業についても生活再建、住宅再建など、いわゆる優先順位というか、まずやるべきものと後になるものがあるのは百も承知だが、今あえてその整備と市街地周辺土地利用計画について伺うものであります。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、菅原辰雄議員のご質問でありますまちづくりについてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、1点目のご質問であります。震災復興祈念公園整備についてでございます。千葉議員のご質問でもお答えをさせていただきましたが、震災復興祈念公園につきましては23.7ヘクタールを全面的に公園として施設整備することは、整備費、そしてその後の維持管理費における課題が山積する等の事由によりまして関係省庁の同意が得られないことから、計画を見直すこととしております。

現在の検討状況といたしましては、復興祈念公園として施設整備する面積を約3.5ヘクタールから5ヘクタール程度まで縮小し、残る20ヘクタールにつきましては自然土地利用とすることを検討しております。町としては速やかに今後の公園及び周辺地域の土地利用計画を策定し、関係省庁と協議の上、具体性を高めていく所存であります。

次に、2点目のご質問、旧志津川市街地周辺土地利用計画についてであります。志津川市街地の土地利用につきましては、これまでもご説明をさせていただいたとおり、八幡川左岸地域において被災市街地復興土地区画整理事業を実施し、土地のかさ上げや新たな道路などの基盤整備を図りながら、防災集団移転促進事業において買い取った町有地及び民有地などの土地形状を整え、土地を再配置する換地処分を行うことといたしております。

ご質問の土地利用計画といたしましては、震災復興計画に基づき五日町や十日町付近を中心とした商業ゾーン、南町や本浜町、大森町を中心とした産業ゾーン、天王前地区を中心とした施設誘致ゾーンなどを定めておりまして、9月の事業認可に向けて精査作業を行っているところであります。

また、千葉議員にもご質問でお答えをさせていただきましたが、商業ゾーン及び産業ゾーンを先行的に整備し、早期にまち開きが図られるよう事業を推進する計画であります。事業の

施行者である町といたしましては、新たな市街地がにぎわいと活力のあるまちとなるように、関係機関及び住民の方々と協議を行いながら進めてまいりたいと思います。

次に、区画整理事業の事業地外となる周辺農地の土地利用であります。御前下及び小森地区においては既にさんさん商店街を初めとする商業施設が立地されている状況でありまして、農地としての復旧事業計画は見込めない状況となっております。また、廻館及び中瀬町地区につきましては震災復興計画において農地・自然ゾーンとして位置づけがなされていることから、県営事業として復興交付金を活用した農山漁村地域復興基盤整備事業の実施に向け、関係地権者との話し合いを進めている状況であり、早期の事業着手に向けて合意形成を図ることといたしてございます。

以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 8番菅原辰雄君。

○8番（菅原辰雄君） 今、町長にいろいろ答弁をいただきました。

まず、ちょっと振り返ってみますれば、23年ですか、まちづくり計画案が示された折、八幡川右岸、そして助作、あの辺一体が公園ゾーンということでありましたけれども、今回特に私が取り上げたのは今町長答弁ありました24町歩についてでありましたけれども、あの当初の計画、それは何ら変わっていないということによろしいのか。

それと、先ほど言いましたようにスケジュール表によればもう事業認可まで至っている計画だったんですけれども、その辺はスケジュール表に従った考えでいけば大分遅くなっていると思うんですけれども、その辺の経過をお願いします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 復興計画によりまして23年の12月に震災祈念公園整備ということで策定をするということですのでうたってございます。しかしながら、そういった中で、先ほど来お話をさせていただいておりますが、約24ヘクタールという広さについてはやはりこれは国としてなかなか難しいだろうというふうなことでございまして、なかなかその辺の理解を得られないということですのでございますので、そういった財源を出す側がそういう難色を示すということであるものですから、町としてはある意味3ヘクタールあるいは4ヘクタール、そういった公園整備ということで、残りにつきましてはある意味自然の活用という形の中で進めていきたいというふうに現在考えております。

なお、スケジュール等については担当課長から説明させます。

○議長（後藤清喜君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） まず、当初の予定では事業認可に至っていたんじゃないかということだったんですが、まず事業認可というのは事業を認められるという前提で申請を行うんですけれども、その肝心のまず事業について国のほうからの同意というか、理解が得られていないという状況です。

町長よりの答弁でもさせていただきましたけれども、やはり24ヘクタールも広大な公園というのは将来の維持管理的なものも含めて非常にちょっとコストがかかるんじゃないかということで、今規模を縮小しまして3から5ヘクタール程度の祈念公園的なもの、残りの20ヘクタール程度については自然的な土地利用ということで考えておりますので、今の町の復興計画で八幡川の右岸の24ヘクタールを公園的に位置づけているという計画自体は何ら変わっておりませんので、今その事業手法について国と調整させていただいているというところです。

○議長（後藤清喜君） 8番菅原辰雄君。

○8番（菅原辰雄君） 24ヘクタール、わかりました。最初に伺った助作の公園というか、そういう利用目的は何ら変わっていないということでよろしいのかな。

あとは、最初そこを含めて多分約40ヘクタールの公園用地だと私は認識していました。今言った震災復興祈念公園の約24ヘクタールに、あと助作の大体10何ヘクタールですか、それらも含めて公園計画ということでスケジュール表に載っていたと認識しております。

その辺と、あとは町のほうでそういう公園計画というものを立てたのはいいんですけれども、それはあくまでも町の希望でこういうふうにしたほうがいいのかと土地利用計画を含めてやったのか、もちろんそういう事業を起こすには裏づけが必要だと思うんですけれども、その辺の考えはなかったんでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 助作は左岸側ということになります。基本的には運動公園、松原公園であった野球場とか陸上競技場あったわけですが、それを助作の地域にそれを設置をしたいというふうな考え方でいます。

○議長（後藤清喜君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） すみません、繰り返しになりますが、先ほどの松原公園につきましては八幡川と左岸というのは分けて考えるということですので、基本的には昔の松原公園の規模をあの場所に移転するというようなイメージを持っていただければいいと思います。

2点目の土地利用計画を町主導でということだったんですけれども、こちらに関しましては

町の震災復興計画、23年の策定時には公園的な土地利用ということで位置づけさせていただいておりますので、その24ヘクタールの公園的な土地利用をどのように図っていくかということについては、町と、あとはまちづくり協議会のほうで議論をさせていただいているというところがございます。

○議長（後藤清喜君） 8番菅原辰雄君。

○8番（菅原辰雄君） それは今まちづくり協議会でやっているのはいいんです。ただ、その前に左岸は松原の運動公園をそれをそのままあっちに移すというようなことで、それは了解です。

その中で、やはりこういう事業を起こすのにただこういう計画を持って当たらないとだめ、こういう計画だから国のほうにこういうところで事業費ということでもちろん持っていくと思うんですが、そのときの町の24ヘクタール、土地はやはり国費でということでありましたし、私も復興庁に行ったときも復興大臣みずからこの24ヘクタールはちょっと見直さざるを得ないんじゃないのと、それを復興大臣が言っているのは私も聞いています。

それはそれとして、では何も具体的に町でこういうものをやりたいからという何も提案しないで、町で絵をかかないで言ったってだめ、こんなこと言っていいかわからないけれども、国のほうでこうだからこうだと、実際行動するにはそうなるんですけども、その辺の24町歩、それは自然ゾーンとかいろいろな事業計画もいいんですけども、ただ単にこの被災した町で土地利用計画もなかなかならないし、あるから、ええい面倒くさい、ちょっと言葉悪かったんですけども、今回こういう公園ゾーンとして国に一括買い上げてもらえばいいのかなと。それが当初は妥当な判断だったのかと思いますけれども、ちょっと乱暴過ぎはしなかったのかなと、その辺はどう思いますか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 町としては基本的にはあの地域についてはこういう公園の整備の手法でいきたいということで国と交渉をしてきたということでございますが、残念ながら結果としてそういった面積等は余りにも広過ぎるというご判断だったわけでございますので、国から言いなりということではなくて、町のほうからこういう計画をとということで差上げたわけでございますので、それはご理解いただきたいと思っております。

○議長（後藤清喜君） 8番菅原辰雄君。

○8番（菅原辰雄君） もちろん国の言いなりとかじゃなくて、町で計画を持って、それを認可してもらって。それは防災集団高台移転事業でもとくと痛いほど身にしみてわかっておりま

す。

そんな中で、地域住民説明会において24ヘクタールは全部買い上げますよという、そういう説明をしていたわけですよ。そのときに、そういうんであればそれだけの裏づけ、つまりは財源の見通しが立たないうちにそういうことを言っているのかなと疑問が生じているんですけれども、その辺の考えはいかがですか。

○議長（後藤清喜君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） まず、財源の見通しということについてなんですけれども、もちろん公園事業、今事業のほうはまだ国と調整中なんですけれども、当時は公園事業という事業を活用しながら、また、防災集団移転促進事業での底地の買い上げという事業もありましたので、そういった事業を駆使して全てこの緑の24ヘクタールを買い上げできるという判断で公園ということで位置づけておりました。

結果的に公園の事業の部分が国のほうから今認められていませんので、鋭意何らかの事業を入れられないか、または、町としてはあくまでもこの24ヘクタールは自然的な土地利用も含めた公園として位置づけていますので、いろいろな事業を使って買収のほうをできるようなことで今国と調整しております。

○議長（後藤清喜君） 8番菅原辰雄君。

○8番（菅原辰雄君） そうですか。ただ、町の希望、それだけでそういうふうに全部買い上げますよと皆さんに周知をして、いざ、いやいや、なかなか難しいよということではちょっといかななものか、そんなふうに感じるものであります。

また、防災集団移転促進事業でとっていますけれども、当初はそういう思いがあったんでしょうけれども、結果的に見れば甘かった、そういうふうに言われても仕方がないのかな、そんなふうに思いますが、その辺、課長、いかがですか。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 当時、計画に携わったものとしてお答えさせていただきますけれども、議員もご理解かと思うんですが、町の震災復興計画につきましては23年の9月に素案をつくって、最終的には12月に策定ということになっていましたが、その間、国のほうの制度がそれではいろいろな財源手当も含めて見通しが立っていたのかということになりますと、この時点では国の防災集団移転促進事業も含めてですが、どの事業においてもそういった担保がなされていないという状況の中で町としてこういった計画をつくってきたということで計画を策定した経緯は議員ご承知かと思えます。

その中で、そういった説明をしたことが逆に乱暴だったのかというお話もちょっと出ましたけれども、この時点ではこういった考えのもとで策定をしていったということで住民の方には説明をさせていただいた経緯もございます。今も復興市街地整備課長が申し上げましたとおり、公園という事業での買い取りといたしますか、それは非常に難しいものがあるだろうと。それでは、何らかの事業で同じような考えで進められないかという部分について今鋭意国とも含めて協議をしているところでございます。

○議長（後藤清喜君） 8番菅原辰雄君。

○8番（菅原辰雄君） わかりました。

今、何らかの事業でということでありますれば、課長、例えばどんな考えを今お持ちですか。

○議長（後藤清喜君） 8番、課長に指名しないでください。一般質問ですから。

○8番（菅原辰雄君） はい、わかりました。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 防災集団移転促進事業で今人の住んでいた宅地についての買い取りをやってございますが、事業所用地等も含めて防災集団移転促進事業での買い取りというものを協議しているように伺っております。

○議長（後藤清喜君） 8番菅原辰雄君。

○8番（菅原辰雄君） 防災集団移転促進事業でなればいいんですけども、皆さんいろいろ各分野にわたってオーソリティーの方がそろっているんで、いろいろ知恵を出し合いながらそういうふうになんとか自分たちで言った24ヘクタール全部買い上げるよ、その方向に向けていろいろ方策を講じていただきたい。そうじゃないとなかなか、一旦こういうふうになんてなったんではちょっと皆さんの士気にも通じるもので、そういうふうなことでやっています。

それで、3.5から5ヘクタール、その根拠、それにやはりいろいろなことを積算してその3.5から5ヘクタールということになったと思うんですけども、町長その辺、根拠はいかがですか。

○議長（後藤清喜君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） 根拠ですけども、これも繰り返しになりますけれども、まちづくり協議会のほうでまず議論させていただいて、我々のほうからももちろん情報を提供していると。24ヘクタールを全て公園、いろいろな建物を配置したり遊具を配置したりと、そういったことは非常に将来的にコストがかかりますと。将来的なコストもにらんで

例えば3.5ヘクタール、4ヘクタール、5ヘクタールなりのそのエリアだったらどんな施設が入るかなど。将来のそのコスト増にならないような最低限の施設がどんな感じでレイアウトされるかなどということも議論していただいて、そこから導き出されたのが3.5ヘクタールだとかこういうふうなモニュメントだったり、イベントとしてはそのイベント広場だったり遊び場だったりというものを入れるよねと、5ヘクタールだと駐車場も入るよねというふうなことで、いろいろまちづくり協議会のほうで議論していただいて算出された面積というふうになっております。

○議長（後藤清喜君） 8番菅原辰雄君。

○8番（菅原辰雄君） それで、いろいろな考え方ありますけれども、3.5から5ヘクタール、その算出根拠、面積をあれしてこの中に入る、それも1つでしょうけれども、私は逆にこういう施設、こういうものをやっていった結果が駐車場も入れると5ヘクタールなんだ、そういうふうなあれのほうのごく自然じゃないかなと、そんなふうを考えるものであります。

今いろいろやってきて、ここでいろいろな障害というか、そういう今突き当たっているにもかかわらず、あえて言います。町長、見通し、いかがですか。祈念公園のある意味の見通し。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほども申しましたように、関係省庁とこれから協議に入っていきますので、その同意を得られるというのが大前提でございますので、今の時点でこの時期にというわけにはなかなか今の時点ではお話しはできないというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 8番菅原辰雄君。

○8番（菅原辰雄君） わかりました。

まず、きのうあたりの一般質問でも町長にどのようなイメージの震災復興祈念公園というか、そういうことで、いろいろな方々が検討しているから自分の考えはちょっと述べられないということでございますけれども、私も町長のそういう意味でどのようなイメージでということを実は聞きたいんですけども、そういうふうなわけでは言えないというんであるんですから、私はまずとにかく住民にそういうふうなことを説明したんで、それに向かって全部買い上げるようないろいろな手法、手段を考えて、できるだけ早く震災復興祈念公園になるように努力していただきたいと思っております。それで、この点はおわります。

それで、次の2点目ですけれども、まちづくり、これもいろいろ聞いていますれば、やはりいろいろなことでやっていくには、防潮堤はもちろんそういう八幡川の河川堤防、それらの工事もいろいろあると思うんですけども、きのう前者の質問に対しては年内ですか、宮城

県のほうで堤防工事いろいろ取りかかるといふことでもありますけれども、予想の分ですけれども、大体、町長、堤防工事何年ぐらいかかりますか。

それと同時に、全然防潮堤工事も堤防工事もやらないうちに、まさかまちの真ん中に東地区の団地造成で土が余ったからそれをただ持ってくるということもなかなかできないのかなと思うんですけれども、その辺の見通しはいかがですか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的には、きのうもお話ししたと思いますが、防潮堤関係につきましては平成27年度中ということで完成を目指すということでございます。

○議長（後藤清喜君） 8番菅原辰雄君。

○8番（菅原辰雄君） 27年度中の完成ということはあと2年ありますね。それでまち開きは先行していくというお答えもきのうあたり出ていますけれども、ということはやはり今町としてイメージしていたあそこに商業観光ゾーンをやはりまち開き先行していくということでいいんでしょうけれども、まずそのとき、私もいろいろ言っていますけれども、道の駅みたいな感じで商工業者がテナントとして入れる施設とずっと言っていました。

でも、先ほど町長の答弁でありましたように、今市街地の土地利用が当初の目的とは違って、小森、御前下地区にはガソリンスタンドが建ってきた、それで、スーパーが本設で開業してきた。本来は町の商業観光ゾーンに居を構えていただきたかった店がそこにオープンする、そのときに町が計画したようなあれで、できるような最大の努力はすると思うんですけれども、町長、どうでしょうか。見通しとして。イメージしていたような商店街とか、それが可能でしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、商工会のほうにお願いをしております、いわゆる店舗兼住宅を望む方がどれぐらいいるのか、あるいは、そういったまち開きをしたときに道の駅等含めて建設をするという、これからの考え方で進むわけですが、そちらのほうに入りたいという、そういう方々がどれぐらいいるのかということについて、商工会には早くその辺の資料をお出しいただきたいというお願いをしております、商工会のほうでもその辺の調査はさせていただくということでございますので、早目にその辺の資料等をうちのほうに出していただければなというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 8番菅原辰雄君。

○8番（菅原辰雄君） 以前のあれだと商工会の調査ではこれまでそういう商工業関係に携わっ

ていた方がどれぐらいの確率で再開を希望するかという調査結果、伊里前も志津川も約35%と言われていました。それから、年数がたってくると、やはりそのときはそういう意欲を持っていた人も年とともに意欲がなくなっていくかと思うんで、できるだけ早いそういう再開できるようなお手伝いをしていくのがいいのかなと思います。

また、今、店舗兼住宅、それはもうもちろん浸水域じゃなくて高台移転とか、そういう周辺だと思うんですけども、町長その中で今御前下地区がそういう何か商店関係がいろいろ建ってきました。町としてもポータルセンターを今建設中であります。あの手前にあります県の合同庁舎跡地、県としても確たる利用というか、活用策が私はないんじゃないかと思っていますけれども、あそこを借りるなり買うなりして、そうすれば1年か1年半ぐらいでいろいろなことが事業展開ができるのかなと。

具体的に言えば、上屋を建ててそこにテナントとして入っていただく、また、その周りにはハウスメーカーの展示場を誘致し、もしかしたらば昼間だけそこで店を販売をする、そういう方策もひとつ考えていくべきではないのかなと思うんですけども、町長、いかがでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 合庁の跡地につきましては、県のほうから、さんさん商店街がございますんで、そのイベントとか、あるいは土日なんかあそこは満杯になるんで、そういった駐車場ということでお借りをいたしてございます。上物を建てるということについては、それはまた別問題だというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 8番菅原辰雄君。

○8番（菅原辰雄君） 町長おっしゃったとおり今そういうふうに借りているから駐車場としたりスクールバスの駐車場なんかになっていきますけれども、それはそれとして、でも何とか、せつかく事業、商業とか何とか展開したいと思っている人たちの背中を押す意味もあってそういうものを、今何もないけれども私はそういう今提案をしているんで、それもありがたかなと思います。

今、一日も早くやりたいという人も多分いると思うんです。誰が誰だかと、そんなのわからないですけども、多分そういうのはあって、その人たちの背中を押すために上屋を建てて。道の駅とかこっちのほうにできたって、そんなに大きい建物は建てられないと思うんで、もちろんこれは私の提案ですけども、あそこを借りるなり買うなりして平屋の上物を建ててなどとしてやっていけばいいのかなと。

それで、あとはさっき言ったようにハウスメーカーさん、いろいろなことで、これから住宅が建設されてくるんで皆さんもいろいろな意味で興味を持っていますだろうし、そこの中でさっき言ったように店舗兼住宅、それもハウスメーカーさんにこういうものもありだよということをつくっていただいて、集客にもなるしと、そういうことで考えていく土地利用もあるのではないかと思うんですけども、町長、再度。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的なお話をさせていただきますが、まず、志津川地区の開発計画につきましても、これは基本的にはまず漁協、漁港、これはもう確たるものでございます。この漁港があって、その周りに水産加工場が張りつくと。その周りに今度はうちの町の食べ物を食べに来る方とか、そういった方々の観光ゾーンをつくる。そして、それと併設して商業ゾーンをつくっていく。そういうゾーニングをしてございます。ですから、それを崩すつもりは町としてはございません。

○議長（後藤清喜君） 8番菅原辰雄君。

○8番（菅原辰雄君） 町長、その当初の計画を崩すつもりはないということであれば、今私が言った提案なんかもうだめだということですね。それはもう考えるに値しないということでよろしいですか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 考えるに値しないということではなくて、町としてのいわゆる基本的な考え方というのがそういうことだということでご説明させていただきました。

今、誰がやるかわからないという話なんで、誰がやるかわからないのに土地をどうのこうのと我々言えるわけないんです。ですから、先ほど言いましたように前提として今商工会の会員の方々がどういう意向をもっているんですかということの、そういうアンケートをしっかりとっていただきたいということをお願いをしているわけですので、そこの中でどこに行くのか、うちとしてお願いしているのは要するに高台に行って商売をするのか、あるいはまち開きをしたそちらのほうで商売をするのか、そういう方々をしっかりと把握すると。そのためにアンケートをお願いしているわけでございますので、全く町としての考え方ということと、それから菅原議員がおっしゃるように全く否定とか何とかということではなくて、まず基本路線というものをやはり町としてしっかりやっつけていかなければならないと、そういうふうに思っています。

○議長（後藤清喜君） 8番菅原辰雄君。

○8番(菅原辰雄君) 町長、今誰がというのはちょっとあれですけども、では一々私が町内歩いて、あなたどうですかと希望をとってやるわけにもいかないんで、やはり今言ったようなことももしあれでしたらば、基本路線は崩さないにしても、今町民の皆さんが買い物にも不便している状況でございますので、できればそういうものに、1カ所にこうやって上屋を建ててテナントとして入っていただいて、スーパーみたいな感じでやっていけばいいのかなと。

今、復興さん商店街も食堂とか食べ物屋さん結構いいんですけども、その他の方々はなかなか潤っていないような見方を私はしております。ですから、そういう人たちを1カ所にとということで、何とかいろいろな方策もあるんで、1つの手段だなというふうな捉え方をさせていただいて、その辺は産業振興課でアンケートなりをとって、まあ無理か。そういうことを私なりに考えていましたけれども、いろいろなことで大局的な部分はいくらでも変えられるけれども、そういう方策もいろいろあるんだよということで、何もしないでとは言いませんけれども、そういうことも考えないでただやっていったんではなかなかうまくないのかなと思って一応提案をしてみましたんで、町長、やはりみんなで知恵を出し合って、みんなで汗をかいていかなければね。これ以上何をやれと言うんだという声も聞こえてきそうですけれども、皆さんやっていることは重々承知していますけれども、そういう方策もあるんだよということですので、町長、再度。

○議長(後藤清喜君) 佐藤町長。

○町長(佐藤 仁君) きのうちょっとお話をさせていただきましたが、やはりそういった誘導していくということについてはそれなりの後押しをするということが必要だと思います。ですから、これまで水産加工業の方々もいろいろな制度を利用しながら再開をしております。ものづくりの分についても特区はとっておりますので、きのうもお話ししましたようにそういった商業とかそういう観光の皆さんの部分については、そういったまち開きの中心地域にゾーニングをした場所においてをいただく方々に対してのさまざまな恩恵といいますか、税制の問題も含めてやって後押しをしていくと、それがこれからのまちをつくっていく上で一番大事なんだ、そういうふうに私どもは認識しておりますので、そういう取り組みをこれからもやっていきたいというふうに思います。

○議長(後藤清喜君) 8番菅原辰雄君。

○8番(菅原辰雄君) わかりました。先ほどの震災復興祈念公園も当初の目標どおりいくように一生懸命頑張っていたきたい、さらには今言ったようなこともいろいろ知恵を出し合い

ながらみんなで復旧・復興に向けて頑張っていければいいのかなと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（後藤清喜君） 以上で、菅原辰雄君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。再開は11時といたします。

午前10時37分 休憩

午前11時00分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告7番、山内昇一君。質問件名1、復興加速に観光資源の活用と祈念公園の構想は。2、復興期に原発風評とTPPへの対策は。以上2件について、一問一答方式による山内昇一君の登壇、発言を許します。5番山内昇一君。

〔5番 山内昇一君 登壇〕

○5番（山内昇一君） 5番山内は議長の許可を得ましたので、通告に従って一般質問いたします。質問は一問一答方式で、質問の相手は町長です。

質問事項第1点目、復興加速は観光資源の活用と祈念公園の構想は。

質問の要旨。田東湖ダムが完成し、モアイ像もさんさん商店街に設置されております。今回、本町が三陸復興国立公園に組み込まれるという計画で、観光に弾みがつき、復興が加速すると思うので伺います。また、町民の鎮魂の場としての早期の祈念公園の整備をも伺いたいと思います。

3・11大震災から早くも2年2カ月を経過しましたが、最重要課題である町民の高台移転はことしの2月14日に入谷桜沢地区に気仙沼・本吉地方において最初となる災害公営住宅整備事業として着工しました。歌津北の沢地区に続き、防災集団移転促進事業は戸倉藤浜地区に気仙沼・本吉地方第1号として着工が開始となり、最初は順調な整備といたしますか、推進であったと思います。

その後、大規模集落地となる歌津、戸倉、志津川地区の整備においては、産廃や埋蔵文化財の出土調査あるいは大きな岩盤が出たということでおくれ気味でございます。想定外の事情によるものとはいえ、町民は一日も早い完成を待ち望んでおります。仮設暮らしが長引けば町民の帰還もおくれ、人口減少が憂慮されます。

今回、三陸道の登米志津川道が27年度開通と発表されました。復興道路として機能し、また、観光面など多面的に活用が期待される場所です、弘川ダムも完成し、モアイ像もチリから

贈呈されました。これを契機に地域資源とともに活用を図り、相乗効果で交流人口と再び町のにぎわいを呼び戻す施策についてお伺いします。あわせて町民や観光客が鎮魂の場としての歴史的震災の教訓を風化させないための祈念公園整備についても計画案などをお伺いしたいと思います。

以上、登壇での発言を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、山内昇一議員の1件目のご質問、復興加速に観光資源の活用と祈念公園の構想はについてお答えをさせていただきます。

初めに、観光資源の活用についてであります。本年4月から観光交流による復興の加速を目的に、県内全自治体とJR6社、そして企業が連携して行います仙台・宮城デスティネーションキャンペーンが展開をされております。

本町では独自のテーマを「笑顔満開！南三陸」とし、これまでのご支援に対する感謝、そして復興に向かう地域の力を全国に発信し、交流を通じた地域の活性に取り組んでいるところであります。さまざまな面で完全ではない状況下での開催とはなりましたが、震災直後から継続開催しております南三陸復興市や両地区の仮設商店街などを軸に、まさに地域力がつなぐ取り組みが奏功し、既に次期キャンペーン開催地からの視察を受けるなど、沿岸被災エリアの中でも将来につながる取り組みを展開しているものと自負をいたしております。

しかしながら、現在の流れは復興特需の影響も否めず、より創造的に交流事業を展開し、地域にとって持続可能な仕組みづくり、資源の掘り起こしを並行して進めていかなければならない時期に来ていることも、これもまた現実であります。

そんな中、ご質問にあります払川ダムの完成、モアイ像の設置は今後の交流促進に向けた地域資源としても期待は大きく、田束山ツツジや仮設商店街などの周辺施設、そしてまた魅力を伝える人材とも連動させ、発信しているところであります。

また、平成26年度中の全エリアの編入完了を目指して、環境省が進めております三陸復興国立公園につきましても、南三陸町内に環境教育や体験活動の拠点となるフィールドミュージアム整備計画も盛り込まれておりますことから、これまで積み上げてまいりました当町ならではの体験プログラムやエコツーリズムの推進とあわせ、さらに確立した交流資源と位置づけられる取り組みとして期待をいたしているところでございます。

このように徐々に再生しつつある各資源を活用するためにも、常に情報を発信し、またプラットフォーム機能の確立を目指して、この夏には観光協会が管理運営を行う交流拠点施設、南

三陸ポータルセンターがいよいよオープンを迎えます。ポストDCを意識した新たな交流戦略の1つと捉え、地域にとってより効果のある交流事業を促進していく所存であります。

次に、早期の公園整備についてであります。千葉議員、菅原議員のご質問にもお答えをさせていただきましたが、震災復興計画では今回の震災で犠牲となられた方々への追悼と鎮魂の場として八幡川右岸の地域に震災復興祈念公園を整備する計画となっております。

しかしながら、23.7ヘクタールを全面的に公園として施設整備することは、整備費やその後の維持管理費における課題が山積する等の事由により関係省庁の同意が得られず、全面的な公園整備計画を見直すことといたしております。

整備する公園については追悼、鎮魂の場であるとともに、歴史の景勝や新たなきずなづくりの場としても利用できることをコンセプトとして計画しており、築山などの防災機能も備えた総合的見地から整備を検討することとしております。町としては速やかに今後の公園及び周辺地域の土地利用計画を策定し、関係省庁と協議の上、具体性を高めていく所存であります。

○議長（後藤清喜君） 5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） ご答弁ありがとうございます。

きょうで3日目ですか、7人目の私でございます。同僚議員のお話とかなり重複する部分がありました。そういった意味で、その分はできるだけ割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしくご了承願いたいと思っております。その分少し細かい点に入ると思っております。

平成20年に田東大橋ができました。この弘川ダムといいます。その分で道路も整備されまして、伊里前地区の治水とか利水といった目的で、観光面にも今後期待されるわけでございます。湛水試験のとき私も見ました。見事なすばらしいダムだったと思っております。

その後、5月18日ですか、式典、竣工式が終わりました。今までの歴史は私は余り詳しくはわかりませんが、要するに水道水の確保とか、そういった昭和時代に大きな台風があつて流域の被害があつたと、そういったことを防止するためにつくられたということで、高さは38メートルの高さで、貯水量は95万トンですか、巨大な構造物です。1日1,000トンの供水量が可能で、事業費は60億円ときのうもおっしゃっていましたが、そういったことですばらしいダムでございますが、しかし、今、当初の内容である、目的であるその目的からはかなり薄れてきたのではないかと。

つまり、震災による影響で下流域の人口減あるいは危険区域に指定されなどして、そういった意味では高台移転ということもありますし、供水、給水施設としての機能もどうやら所期

の目的からはちょっと薄れてくるといったようなことも懸念されます。

それで、今、復興期に当たりましてやはり観光面にも活用できればということで、川をせきとめているものですから、ヤマメとかイワナの放流をしたということでございますが、ついでにボートや、あるいはカヌーですか、あるいはカヤックといったものも今後利用ができるのかどうか、その辺もお尋ねしたいと思いますし、また、田東山のツツジの観光とリンクして、今後の1つの観光ルートと町長おっしゃっておりますが、そういった意味では復興に向けて活用ができるということで、その辺もひとつお話をいただければと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おとといもこの弘川ダムの件についての観光と結びつけての利活用ということでご質問いただきまして、私も観光の1つのツールとして弘川ダムあるいは田東湖というのは大変重要な位置づけに今後なっていくんだらうというふうにお話をさせていただきました。

今ご質問の湖にボート、カヌーあるいはカヤックという、そういうものを浮かべて親水といえますか、水に親しむ場所として利活用できないかというお話ですが、多分可能だろうというふうに思います。

ただ、問題は運営主体をどうするのかとか、そういうことはやはり詰めていく必要があるんだらうというふうに思います。そういったことを一つ一つクリアしながら、あの辺を多くの方々においでをいただいて利用していただいて、そしてまたあの辺に多くの方々においでをいただくと、そういう場所として位置づけながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） わかりました。やはり、今後のそういった観光面での多面的な利用ということは、やはり今後考えるべきだと思います。

それで、せっかく田東湖ダムですか、そういったネーミングになっているようですが、なったわけですが、ネーミングライツということで報道によりますと30万円以上で命名権を売却するといったような報道もされております。その辺について本町としてはどういうことなのか、その辺ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 各自治体で財政が厳しいというところで、ネーミングライツということでそれぞれやっているようでございます。この間も仙台のほうでもやっておりましたけれど

も。今の時点で弘川ダムのネーミングライツということについては、現時点として我々としてはまだその辺の思いをそこまで至っていないというのが現状でございます。

○議長（後藤清喜君） 5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） その辺はまだだということでございます。

それで、せっかくこの田東湖ダムといった名前でございますが、その名前のルーツとなった田東山についてちょっとお話ししたいと思います。山岳信仰の霊峰ですか、そういったことで515メートルの本町では一番高い山だと思います。そういった田東山のツツジを保存管理している保存会という組織がございます。およそ5万本ですか、3ヘクタールの面積にヤマツツジ等が群生しているわけでございます。ロケーションもすばらしくて、ことし等は結構きれいに咲きまして、徳仙以上にもよかったと言っている方もおられます。

そういった中で、今回この維持管理をしている団体の様子を私も見たわけでございますが、やはり会員が100名ほど、90何人ですか、いるようでございますが、実際活動している方は少ないわけです。

そういった意味で、その一生懸命やっている会員の皆さんはいろいろな面で作業等に出ているわけでございます。例えば年間いろいろありますが、その中で重立ったものは、要するにツツジの管理ですから、散策路の下刈りとか、あるいはつる切り、あるいは移植作業とか剪定作業と。当然のことですが、そういった作業に従事しているわけです。もちろんごみ拾いですか、そういった基本的なこともやっていると。

そういった中でございますが、どうもいわゆる諸経費といいますか、予算面でかなり厳しいものがあるといったことを言っているようでございます。さらに、歌津総合支所の会場だったんですが、なかなかあの辺、震災前の窓口と違って本所との兼ね合いもありまして、なかなか鍵1つにしても向こうに行ったりこっちに来たりということで、窓口業務が一本化にならないのかと。そういったことにすることによって活動がスムーズにいくと。細かいことはいいですが。いろいろありますんで。その辺、今後に向けて保存会の活動を支援するという意味で、そういったことが可能なのか。

それから、その作業の中で松くい虫がかなりあるそうです。それで、私も見ましたが、それがかなり腐れかかっておりまして、もちろん桜の木なんかも雑木もあるんでしょうけれども、それが風が吹いたりすると倒木するおそれがあるって、観光客が来たときの危険リスクにつながるということで、その辺の作業はやはり保存会ではできないようなことで、そんなことも訴えておりましたので、その辺について二、三お願いします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 前段で先ほどのネーミングライツの件ですが、基本的に県の施設でございますので、我々町として勝手にネーミングライツとか、なかなかそれは難しいということでございますので、ちょっと訂正をさせていただきたいと思います。

それから、ツツジの保存会のほうに年間委託料という形の中で300万円を拠出をさせていただいております。それで足りないとかというご意見があるのかどうか、ちょっと私直接お聞きをしておりますが、いずれその辺につきましては担当課のほうから答弁させたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） ツツジ保存会の総会が先週の金曜日にありましたようで、私どものほうから担当の者が出席させていただきました。議員がおっしゃいましたように合併当初は総合支所のほうで窓口というか、担当しておったんですけれども、今総合支所のほうも人員がなかなか少なくなってきたものですから、どこでというのは押しつけ合うわけじゃないんですけれども、観光面ということで産業振興課のほうで担当させていただいております。

議員がおっしゃいましたように、いろいろな活動をされている中でいろいろな問題もあるのも聞いておりますし、それらに関しましては今後役場内部の組織の関係に関しましては、それは内部で調整しながら、できるだけその意に添うような形でやっていきたいと考えております。

○議長（後藤清喜君） 5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） わかりました。ネーミングライツの件はわかりました。

さらに、田東の保存会の組織のことを町のほうで後押ししていただくということで、それは了解しました。これは、多分オラほうのまちづくり資金を活用しているのかと思いますので、その辺は私も内容は聞いておきましたが、これは了解しました。

次に、いわゆるモアイ像、これは今回新しく南米チリから、イースター島ですか、そこから津波によって流出したことでまた新しく町の友好関係ということで今回贈呈されました。それで、チリ大使も来て自然災害に屈しない両国民の思いをあらわすということの挨拶の中で、昭和35年のチリ地震津波以来友好関係が続いているということでございます。高さは2.5メートルですか、2トンの石像でございます。

しかし、今、場所は仮置き場ですね。そういったことで、防災のシンボルとして町おこしの活用を図るわけでございますので、同僚議員もおっしゃっているとおり、震災祈念公園のほ

うにいつかは整備されれば設置されると思いますので、ぜひ早目にといいますか、仮置き場から本来の設置する場所に移動することによってモアイ像の本来の姿が見られるのだと思います。その辺、早急に震災祈念公園のほうも設置方お願いしたいなと思います。

それで、DC効果もありまして今回かなり歌津の伊里前地区、それから志津川地区の商店街はにぎわっております。しかし、今回のモアイ像の設置がされることによって本町はやはり震災祈念公園ができなければそのモアイ像が設置できないということなものですから、例えば前、古くあった頭部だけのモアイ像というのは今後どうなるのか、その辺ちょっと、細かい話ですが、今後の計画とか、そういったことがあれば、あのまま置くのか、その辺もちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 古いといいますが、前のモアイ像につきましては、頭部についてはご承知のとおり高校のほうに設置をしております。下のほう、腹部のほう、これも保存をしております。したがって、本格的に設置をする際にはその古いモアイも、それも一緒に設置をしたいというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） 私の聞いているのは、あのまま頭部の姿で置くのか、あるいは首から下といいますが、そういった部分を再生するのかどうかもお尋ねしたいと思います。

それで、そのほかに今回の大震災の中の遺構というものがほかの市町村で言われております。例えば気仙沼なんかは船ですかね。船主は解体するといったような話もしてなかなかその辺は定まらないんですが、しかし、陸前高田のほうの奇跡の一本松ですか、ああいったものは再生されまして、27メートルの立ち姿を見せているわけでもございまして、本町でもそういったものが今後整備されるのか、あるいはそういう計画の中にあるのか、その辺もちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） モアイに関してはあのままにしておくというわけには当然ありません。当然前の胴体の部分もございまして、それを一緒にして、そして設置をするということになろうかというふうに思います。あのままにしておくということではございませんので、その辺はひとつご理解をいただきたい。

後段の部分についてはまだ検討はしてございません。

○議長（後藤清喜君） 5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） わかりました。どうしても防災教育と先ほど町長おっしゃいましたけれども、震災の教訓を後世に語り伝えるといったことは大変大事なことでと思います。そういったことで、風化させない役目といったことで、ぜひそういった町として何をもってそういったことを今後考えているのか、例えばアーカイブスのようなものとか、あるいは復興祈念公園の中に震災の痕跡といったものを、あるいはそういった記録といったもの、あるいはそういうものを展示するようなものを、よその町では設置している部分もあります。

私も総務のほうで行ってまいりましたが、阪神・淡路のほうでは立派なそういった施設がなされております。そういったことも町として考えておくべきではないかと思いますが、その辺、今後の計画があるのかどうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 各震災の地域におきましてはそういったものが展示をされたり、あるいは風化をさせないという目的のもとに設置をされているという部分もございます。当然当町でもこれほどの大災害を受けましたので、さまざまなものがございますので、そういったものを展示をしていくということも大事だろうと思います。いずれ、これからの子供たちに教訓としてしっかり残すべきなら残すものも必要だというふうに私は思っております。

○議長（後藤清喜君） 5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） わかりました。

それから、三陸復興国立公園という構想がございます。まだ本町はなっておりませんが、これはご存じのとおり青森県の種差海岸ですか、それから気仙沼までとりあえずそのエリアがことしの5月24日に決定したわけでございます。その後に牡鹿半島付近の自然公園が再編成されるわけです。全長700キロメートルと。復興のエコツーリズムで震災の教訓を見られると、あるいは体験できると。自然の脅威、そして自然と暮らしを紹介するものだと言われております。自然や文化を感じられる、そういったロードのようでございます。

復興と観光をリンクして、そしてこの徳仙丈とか、あるいは田東山も隣接する南三陸町の南三陸金華山国定公園も将来は編入されるという計画でございますが、そのみちのく潮風トレイルとしての、町長もおっしゃっておりますが、こういった構想の中に本町としてどういった受け入れといたしますか、そういった計画を今後考えるのか。

浜辺にはニッコウキスゲとか、あるいはハマナスの花も咲くきれいな海岸通りもあります。そういった中で、本町としては今後何かお考えがあるかどうか、その辺。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 環境省で三陸復興国立公園の中で、この近辺には津山の道の駅と、それから戸倉地区と、それから北上の地区にフィールドミュージアムを設置をするということで、おいでいただく方々にさまざまな体験をしていただく、そういう施設をつくろうというふうな計画がございますので、我々としても大変そういう施設をつくっていただくということは大変ありがたいことですので、この間環境省の担当の方がおいでになりました際にもそういう説明を受けましたので、町としても積極的にその辺についてはご支援をさせていただきたいというお話をさせていただいております。

○議長（後藤清喜君） 5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） 本町においては、特にこの震災後、復興に向けて観光によって弾みをつけると、それによって復興も加速するのではないかと私は思います。そういった復興の前進に向けて受け入れをして、復興を加速していただきたいなと思います。

それでは、この分は終わります、2点目に移らせていただきます。

それでは、第2点目に移らせていただきます。

復興期に原発の風評とT P Pの対策はでございます。

1、本町の農林水産業の取り組みは。2つ目は、特産のキノコ栽培農家の支援策をお伺いするものでございます。

本町がこれから本格的復興期に入る重要な時期に、なりわいである本町の基幹産業の農林水産業のほとんど全てが今回の福島県原発事故の影響を受けております。本町は幸い放射線セシウムなどは低レベルで直接大きな被害は少ないとは思いますが、風評被害がありまして、大きな問題が発生しているわけでございます。

本来、農業部門を見ますと食の安全性が担保されまして、ハードルの高い安全性で生産に配慮した栽培基盤であったわけでございます。それが逆に消費者に対して不安を与える結果となりました。まだ風評被害が冷めやらぬ中でございますが、今までの各農業部門は生産出荷物の損害や補償額が十分でないと思います。また、その対応も十分でない。今は終息に至っていないこの先、いつまで続くのか、目に見えぬ放射線であるがゆえに不安が募るばかりでございます。

また、ブランドの特産品でございます、いろいろありますが、特に今回は原木シイタケ栽培農家、数は少ないんでございますが、本来自然食品であり、安全な食材として健康食品であったわけでございます。現在、これらは大きなマイナスイメージとなっております。収穫が得られず、持続的な経営が困難な窮状を訴えている農家の方がおられます。

そういった中で、T P P問題も国の政策とはいえ、今後従わなければならないといった農家の状況を本町の対応としてはどのようなことをご支援していただけるのか、そういった考えはどうなのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、2件目のご質問、復興期に原発風評とT P Pへの対策についてお答えをさせていただきます。

まず、ご質問の1件目、本町の農林水産業の取り組みであります。東日本大震災により被災しました福島第一原子力発電所より飛散した放射性物質の影響によりまして、当町においても原木シイタケやコシアブラが現在も出荷制限指示が出されております。

また、畜産飼料用の稲わらや牧草につきましても、給与自粛の措置がとられたところであります。水稻及び一般野菜等につきましても、出荷前にそのつど、また水産物につきましても魚市場に水揚げされた後に放射線検査を実施し、安全性を確認していることから、風評被害等についてはほとんどなくなっているものと思われまます。

また、肉用牛につきましても出荷時において全頭検査を実施し、疑わしいものについては未出荷の措置をとっております。肉用牛に給与する飼料の稲わらについて、当町においては23年産から利用自粛は解除されております。

牧草につきましても、反転耕起等を実施した草地及び畦畔より採取したものの検査を実施し、結果が基準値以下のものについては個別に給与自粛解除の通知を行っているところであります。

次に、2点目のご質問、特産のキノコ栽培農家の支援策についてお答えをいたします。

当町のキノコ栽培農家は、原木栽培と菌床栽培の2種類ございまして、さきに申しましたとおり、放射能の影響により原木シイタケについては現在も出荷制限の措置がとられております。

東京電力では汚染された原木を栽培地から撤去する費用や県外からの新規原木購入費の負担増額分補填等の損害賠償の方針を打ち出してはおりますが、市場では原木シイタケの価格も低迷しています。ほだ木を新しくしても除染できない場所では効果がないことから、当町としては出荷制限が続くものと思われまますので、今後の再開の見通しにつきましては当分の間は厳しいのではないかと考えられます。

なお、菌床栽培につきましても施設内での栽培になるため放射能の影響はありませんので、町としても津波で被害を受けた生産者に対して施設の整備の支援をしながら、生産再開を推

進をいたしている状況でございます。

T P Pにつきましては本年7月に会合への参加が決まっております、協定内容に関する協議が本格化する見通しであります。政府は農産5品目の聖域化は唱えておりますが、農業関係における影響は多大なものがあると思われることから、今後の国の動向を注視してまいりたいと考えております。

そのためにも消費者に選ばれる農産物を生産するためブランド化を図るとともに、より競争力のある農業経営体の育成が必要と考えますので、今後とも積極的に支援をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） ありがとうございます。

原発の風評被害と言いますが、シイタケの栽培などについては全く出荷ができないということで、これは風評以上の被害だと思います。

そういったことで、大分出荷も制限ができるようにはなってきたとは言いますが、やはりお客様といいますか、消費者の気持ちはまだまだでございます。そういった意味で、コスト的には非常に厳しいということが現実にあるわけでございます。

それで、特に、細かい点ですが、汚染されたほだ木の保管ということで今町長お話ししましたが、実は保管場所が自宅のほだ場といいますか、伏せ込み場にあたりしますと、その場所というのは使い勝手がいいわけなんです。そういったところから移転する費用といったものは、もちろん東電では補償をしておりますが、要するに、もちろんシイタケ栽培に限ったことではございませんが、いろいろな手間暇がかかります。

そういったことで、さらに二次保管場所ですか、そういったものに移動した場合、今度はそこを被覆しなければならないようなことになるわけですが、例えばブルーシートのようなもので覆いますとわずか二、三年で風化してしまいます。

そういったことで、ポリエチレンのような少し丈夫なものにしますとコストがかかります。例えばそういった費用はどうなるのか。そういったことで、農家は今回原木の購入にしても、宮城県内はほとんどだめですから、県外から購入するわけでございます。そうするとコスト高になりますし、さらに例えばクヌギ、ナラ等適材がございますが、なかなか希望の材料、原木が得られないと。さらに長距離ですので輸送コストが上がるといったいろいろな面がございまして、数は少ないんですがこのシイタケを生産している方は菌床も含めてかなり規模の大きい方です。

さらに、周年栽培といいますか、専業です。そういった方が多いわけです。そういった方がいわゆる特産として今まで私も含めてやってまいりました。そういったことが今回の原発の事故の問題で、津波だけではなく、こういった農産物あるいは水産物、そして農業全般にわたる被害となっているわけでございます。

それで、こういった賠償の支払いが実は東電と話し合いを何度かして、気仙沼の地方振興事務所さんあるいはJ A南三陸あるいは本町の担当課がいろいろとお世話をいただきまして、講習会やら指導会、説明会等を開催していただいたことには感謝しておりますが、農家としてはやはり持続経営ができないといったことがございます。

そういった分で、やはり町としてもこれを後押しする支援策はないのか、その辺ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 大変原木シイタケの栽培をやっている方々には大変お気の毒だと思います。再開しようとした方もいらっしゃるんですが、どうしても市場の価格が低迷状況ということで、再開してもなかなか採算が合わないということで断念された方もいらっしゃるようございまして、そういう意味では本当に原木で栽培している方々には大変お気の毒な状況だというふうに。ただ、反面、菌床栽培でやっている方、復活した方もいらっしゃいますので、国あるいは県の支援をいただいて復活した方もいらっしゃいます。

そういう状況で推移してございますが、前段の部分でさまざまなビニール等の支援の問題等々については担当課のほうから答弁させます。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（高橋一清君） 議員ご質問のとおり、賠償の手続についてまだ不明確な部分は確かにございまして、これまでの経過からしますと、推移からいいますと、原木シイタケの分の賠償請求につきましては宮城県の森林組合連合会が県一本として窓口になって賠償請求を進めてきたようございまして。

もともと賠償請求ですので産業団体の中で強く補償を主張していくというような姿勢から、賠償の窓口は行政とかではなくて、それぞれ産業団体が中心になって行ってきた経過がございます。

ただ、ここに来て最終的に地域で処分する部分の問題が出てきまして、それらが町のほうで処理するというので、ビニールシートなどの配付もそういう意味で牧草のほうについて町が対応しておりますが、シイタケのほうについてはまだどこがそういったものを配付すると

いう部分についてはこちらに情報がありませんので、恐らく県の森林組合連合会のほうの窓口でそういった後の処理についても今後協議が進んでいくのではないかと思います。

○議長（後藤清喜君） 5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） 少し細かい点になって申しわけございませんが、その賠償、今までの平成24年度分では半分ぐらいしか支払われていないそうです。これからの支払いが続かないと初期投資といいますか、いろいろ原木購入とか、あるいは資材を変えるとといった点ではかなり農家の人たちは負担がふえます。

さらに、最初の新ほだの3年生までぐらいだと洗浄しなければならないといった基準の中で、国の基準ですから洗浄水も保管しなければならないと。そういった面倒な作業がさらに加わります。

さらに、賠償するとしても、これは3年で時効になるそうです。しかし、報道等を見ますと、締め切った1カ月ぐらいの前までは何とかまたこれはできるようなことを言っていますが、農家にとってはそういった細かいことは余り正直助けにはならないんです。だから、やはりその辺、町としていろいろアドバイスする部分もあると思いますので、酪農関係あるいはほかの農業部門では十分町として指導あるいは支援していただいておりますが、小さなこういうシイタケ部会のような生産団体にも目を向けていただきまして、今後もひとつそういった支援策があればぜひお願いしたいなといったところでございます。その辺で終わらせていただきます。

それでは、次にT P Pのことでお話しさせていただきたいと思います。

T P Pはご承知のとおり、私も前回、前々回ですか、詳しくくどくどとお話をさせていただきました。そういった中で、T P Pはメリットがない、デメリットだけのようになります。

例えば交渉が合意されますと、これはまだ情報が正確なことがわかりませんので我々としては報道とか、そういったものが中心になって判断しているわけですが、食品の添加物の許可の基準がかなり引き下げられまして、残留農薬の濃度の数値が緩和されて、我が国では許可しないようないわゆる薬類を含んだ食品、食材が店頭に出ようになります。

さらに、アレルギー疾患とか、そういった若者が今多いんですが、さらにそういったものが多くなって、結局食の安全というものが守られないといったことで、日本は一番世界で安全な食材を提供している、生産している国だと私は思いますが、そういったことが崩壊するのではないかと。

それから、農家だけではなく、あるいは一次産業だけではなく、例えば安い賃金で外国の労

働者がふえて雇用の場もなくなるような、そういったことも言われております。

参加すると農林水産業の生産ではおよそ3兆円減になると言われております。これもどういった計算でなっているか、私も計算見ましたけれどもなかなか理解できない部分がありまして、本町ではこういったことは試算されているのか、あるいはそういった被害について考えているのか。その農林水産というのは今後減退、減衰していくのか、そういったことがかなり気がかりです。

地方経済は衰退して、震災後にダメージが起きて、外国の企業だけがよくなるような、そういった報道もされておりますので、国内企業に仕事がなくなって、これだつて約190万人の雇用がなくなるような試算もされております。

そういったことで、もし町にそういったT P Pに関する考えがございましたらお願いします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） T P Pの関係にしては、皆さんが大変各産業団体、不安を覚えているわけございまして、問題なのはやはりそれぞれの産業団体が不安を抱えているのに対して明確に情報を出してこないといえますか、そういうところが皆さんどういふふうになっていくんだということによって不安を一層増長させているという、そういう状況にあるというふうには認識をいたしてございます。

これから本格的な交渉に入っていくって、聖域5品目というふうには農業の分野では言われておりますが、その聖域の部分果たしてどうなるのかということについてもいまだこれからの交渉の中で、現時点として不透明と言わざるを得ないという現状でございまして。

そういった中で、当町においてどういう被害実態といえますか、そういうことが起きるんだというふうなご質問ですが、それは担当のほうから説明をさせていただきたいと思っております。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（高橋一清君） T P Pの影響についてのご質問にお答えさせていただきます。

今、町長のご説明にありましてとおり、5品目が今回例外とされる国としての方針といえますか、交渉なものですから、それが守られるのかどうかによっても大きく影響は違ってくると思っております。特に5品目が当町が該当する品目になってくると思っておりますので、米とか肉とか乳製品、そういったところが当町ではT P Pの影響が出るものと思われまして。

もしこれが全くストレートに、それを例外とできない場合の試算を国が出しました農水省の計算方法で当てはめて単純計算での数値化いたしますと、震災前での規模で見ますと米、そ

れから畜産、野菜など、それぞれ影響率が異なりますが、全体ではほぼ全体生産額の50%程度にはなることになりまして、ほぼ概数ですけれども、トータルで9億円ほどの数値が影響が出る数値ということになります。

もちろん震災を受けましたので、その震災の比率で半分ぐらいの、今すぐということであればさらにその9億円の半分ぐらいの影響ということがこちらの部署のほうで把握している影響額ということになります。よろしく申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） ありがとうございます。

今この数字を聞いて驚きましたが、半分ですね。そういった影響があるわけで、これは人ごとではないということで、我々農家ならず一次産業、基幹産業は本町の一番の大切な事業でありまして、これに附属して観光とか、そういったものがついているんだろうなと思います。もちろん観光は総合産業ですから、私はそういった意味でこのTPPの問題、さらに原発の風評被害、それから、本町は特に震災復興といったことで3つの大きな問題、課題を抱えてこれから復興に向かうわけですので、ぜひ細々とした点をお話ししましたが、町としてそういった小さなところにも目を向けていただきまして、本町の産業発展振興等、それから観光振興に支援あるいはご指導いただければと思います。

これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（後藤清喜君） 以上で、山内昇一君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了いたします。

ここで、昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午前11時52分 休憩

午後 1時10分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番山内孝樹君が退席しております。

ここで会議録署名議員の補充を行います。

会議録署名議員に本日、5番山内昇一君、6番山内孝樹君を指名しておりましたが、6番山内孝樹君が退席しておりますので、7番星喜美男君を新たに会議録署名議員に指名いたします。よろしく申し上げます。

日程第3 報告第1号 平成24年度南三陸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（後藤清喜君） 日程第3、報告第1号平成24年度南三陸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

職員に報告を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました報告第1号平成24年度南三陸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてをご説明申し上げます。

平成24年度予算のうち、3月定例会及びその後の臨時会において繰越明許費のご決定をいただきました事業について、繰越明許費繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令の規定に基づき、これを報告するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） それでは、報告の第1号であります細部説明をさせていただきます。

議案書の2ページ目をお開きください。

平成24年度南三陸町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。この計算書を報告する根拠といたしましては、ただいま町長が申し上げましたとおり、歳出予算を繰り越した場合、地方自治法施行令の規定に基づきまして、出納整理期5月31日までに繰越計算書を調製して次の議会に報告しなければいけないと、この規定がございますので、これに基づき報告するものでございます。

繰越明許費についてでございますけれども、既に3月の補正予算において2回ございましたけれども、まず3月5日の補正の第8号、それと3月27日の補正第9号、この2つの補正予算によりまして繰越明許費のご決定をいただいておりますので、その内容につきまして実際翌年度にいかほど繰り越したかということを経済書にあらわしたものでございます。

計算書の見方でございますけれども、巻頭に款、項、事業名とございまして、金額欄、これは補正予算で限度額としてご決定いただいた金額でございます。合計で63億170万円ほどになってございますけれども、これは限度額という形でございます。それに基づいて実際に繰り

越した額を翌年度繰越額として計上してございます。合計で57億6,600万円ほどでございます。全部で20事業でございます。

その翌年度繰り越した事業の財源内訳がその右隣にございますけれども、特定財源として記載した部分、それと既収入特定財源がでございます。既収入特定財源につきましては、既に24年度に収入された財源でございます。したがって、未収入につきましては、事業完了後、本年度入ってくる見込みの財源でございます。

一般財源につきましては既に24年度に用意した財源でございますので、実質繰越金と財源として繰り越す財源につきましては既収入特定財源の17億1,600万円、それと一般財源の9億4,200万円、この合計の26億5,900万円ほどになりますけれども、これを繰越金としていわゆる特定財源で25年度に繰り越しを行ってございます。

上限額63億円に対して実際に繰り越した額が57億円でございますので、その繰り越しの率は91.5%でございました。

次に、この20事業の本年度の完成見込みについて申し上げます。

まず、3款民生費の介護基盤緊急整備事業でございます。これは25年10月を予定してございます。続いて、東日本大震災に伴う災害廃棄物処理委託事業、26年3月でございます。汚染牧草等保管事業、同じく26年3月でございます。平成の森排水路整備事業、25年10月でございます。漁港施設災害復旧事業、全部で14漁港でございます。逐次完成してまいりますけれども、早いものでは25年9月、最終26年3月の完成見込みでございます。公共土木施設災害復旧事業、25年10月でございます。名足小学校災害復旧事業、25年10月です。総合体育館災害復旧事業、同じく25年10月。平成の森災害復旧事業、25年8月予定でございます。館崎の魚竜化石関係、これが25年12月でございます。次の防災集団移転促進事業の調査測量設計、25年9月でございます。志津川地区復興整備事業の基本計画策定関係は25年10月でございます。同じく志津川地区復興整備事業の基本設計、これも25年10月でございます。志津川地区用地測量調査委託、これは25年の7月でございます。防潮堤調査設計事業、25年8月でございます。漁港施設機能強化事業、26年2月でございます。サケの遡上するまちづくり事業、25年9月でございます。衛生管理型市場構想推進事業、これは25年7月でございます。水産加工場等施設整備事業、26年3月でございます。最後、農山漁村地域復興基盤整備事業、26年2月でございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。10

番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 大変な事業が繰り越されるわけでありますが、いろいろ全国的に報道されている問題、いろいろな事業が繰り越されて、そして、またそれがなかなかきちっと事業がなされていないという報道もされております。

今、課長のほうから見通しというか、25年の10月とか9月とかということで示されましたけれども、これはきちっと完了する日にちとして受けてよろしいのでしょうか。それが1点です。

それから、もう1つ、この中で私ちょっと気になったのは、上から3番目、農林水産業費の中の汚染牧草等保管事業というものがありますね。これが26年の3月までということですが、この見通しというか、きちっとこれがどこに保管される事業なのか、その辺をお聞きしたいなと思います。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 1点目の全体的な完了見込みのご質問でございますけれども、現段階でそのような形で見通しを立ててございます。ただ、不測の事態も発生する場合も確かに予想されますので、その段階ではそれなりの対処をまたしなければいけないのかなというふうに思いますけれども、当面繰越明許費と設定していただいておりますので、限りなくこの完了見込みに向けて頑張っていくしかないのかなというふうには考えてございます。

2点目の農林担当参事のほうからお答えいたします。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（高橋一清君） 汚染牧草の保管事業の計画につきましては、既に農協のほうに業務委託契約をしております、予算執行上は契約まで進んでおります。

事業の実施につきましては個別の農家の事情に応じながら1年かけてきちっと整理をするということにしておりますので、工期といいますか、契約期間につきましては年度内までいっぱいにとらせていただいております。完了は確実にできる見通しでございます。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 今の説明ですと、見通しを立てていると。ということは、完全にここが見通しどおりに完了するかどうかということはまだきちっとしたものがないのではないかと、私今ちょっとその答弁を聞いて感じましたが、そのとおりでよろしいのでしょうか。それはどういうふうに今度なりますか。もし完了できない場合。

それから、農林水産の汚染牧草についてですが、これはそうしますと、農協と提携していま

すということなので、個々の農家との取引というか、それは農協を通じてやるということな
んです。そして、保管場所はどのようなふうになるのでしょうか。その個々の家のという
か、例えばよく畑に保管してとか、個々にありますよね。そういうふうになるのか、それと
も農協でどこか1カ所に保管するようになるのか、その辺をちょっとお聞きします。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 完了予定ということで、基本的には契約変更は工期設定いたしてご
ざいますので、その工期完了を目指すのはしごく当然のことというふうに思いますので、
工期完了を目指してしっかりやっていくという形になろうかと思えます。

ただ、万が一不測の事態、避けがたい事故等が発生して工期完了ができない場合、例えば
26年の3月末日をもって繰越明許費の事業が完工できなかった場合、その際、現在の財務
会計制度上は繰越明許から事故繰越へ持っていくと、その手段方法しかございませんので、
最悪の場合事故繰越という手続をとらせていただく場合も想定されるというふうに思いま
す。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（高橋一清君） 保管場所につきましては、個別農家と協議
いたしまして、農家の選んだ場所で個別農家が場所を選んで保管するというところでございま
す。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） この完了しない場合は事故繰越になると、またそういう話になります
が、これはたしか2年ぐらいしか余裕がなかったように記憶しているんですが、そのとおり
でしょうか。

それから、汚染牧草を個々のところで保管するという事なんですが、心配ないとは思って
ますが、セシウムの検査とか、そういうことです。それをきちっとやるのか、どこでやるの
か、その辺も含めてもう一度お願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 現在、事故繰越制度ですと行政実例が出ておりますけれども、翌年
度に限り執行することができるとなっておりますので、事故繰越の予算については当該年度
中に必ず執行しなければいけないというのが大原則というふうになってございます。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（高橋一清君） 保管方法につきましてはこちらのほうで統

一した方法で指示しておりまして、完了後に町のほうでそれぞれ全ての箇所を点検したいと思っております。

○議長（後藤清喜君） ほかに。1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 10款の2項ですか、漁港施設復旧事業、これに関しては町の管轄の部分だとは思いますが、私が心配しているのは波伝谷の漁港に関しては2種漁港ということで県のほうの管轄だとは思いますが、この辺の漁港の整備、この辺も県のほうに働きかけることが必要と思います。

なぜかという、一番下のほうに水産加工場の施設整備というものがあるんですけども、やはりカキ処理場が今志津川地区にあるんですけど、その部分が手狭になって、どうしても波伝谷のほうの加工ですか、カキむき処理場とか、その辺が早く欲しいというふうな話があるんで、その辺で波伝谷地区の漁港に関しては町に入っている情報としてはいつぐらいの整備というふうな方向で今向かっているのか、その辺お聞かせください。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 県営につきましてはそれぞれ県のほうで発注をして工事を進めているところございまして、それで、債務負担をもって平成27年度までに全ての漁港を復旧するというスケジュールで今進んでおります。

それで、実際の工事場所をどこからやるかという話になりますと、それぞれの都合がございまして、漁協なり漁民の皆様とご相談をしてその辺の調整を行っているということでございまして、私が聞いておりますのが津の宮と波伝谷に今回建設を予定しているということでございまして、その建設に支障ないように工事を進めていただくということでお話をしているところでございます。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 漁港整備に関しては水産業を進めないといけないという、町の復興に密接している部分があるので、県のほうにもその地区民、漁民の要望をしっかりと汲み取ってやってほしいと思います。

あと、加工場施設に関しては波伝谷地区に関してはどういった今後の計画があるのか、その辺お聞かせください。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 現時点では波伝谷漁港のところに加工場というのは、先ほどお尋ねになりました県漁協が整備予定しておりますカキ処理場が26年度中に建設したいという、

そういう意向を持っておるようでございます。

○議長（後藤清喜君） 1 番千葉伸孝君。

○1 番（千葉伸孝君） 志津川のカキ処理場が手狭になって、今頑張る漁業の方がむいているということで、それに今度は頑張る漁業の方でない自分で漁業を再建した方々がそこに入るということを聞きました。そういった中でも手狭になってきますし、どうしても戸倉地区民の方のそういった加工場、作業所とかというのは近々に必要だと思います。

今回、明許繰越ということでこういった多くの事業、やはりマンパワーが少なくてとか、あとコンクリートとか、そういった資材が足りないことで明許になっていて、今総務課長が話した上では今年度中ですか、26年3月まで全部終わると、しかしながら、厳しい部分もあったときは事故繰越でというような考えなんでしょうけれども、やはりそれを何とかするのが行政だと思いますので、その辺、今後とにかく明許から事故繰越になって、事故繰越になったら残った事業に関してはまたとればいいという考えじゃなくて、やはり被災地の復旧・復興は早目にしないといけないということで、この段取りをうまくするのが行政だと思いますので、その辺、なかなか大変だと思いますが、住民、町民の意向を汲んで、できれば順調にいくようお願いしたいと思います。終わります。

○議長（後藤清喜君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより報告第1号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり受理されました。

日程第4 報告第2号 平成24年度南三陸町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

○議長（後藤清喜君） 日程第4、報告第2号平成24年度南三陸町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題といたします。

職員に報告を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました報告第2号平成24年度南三陸町一般会計事故繰越繰越計算書の報告についてをご説明申し上げます。

平成23年度に繰越明許費とした予算及び平成24年度予算のうち、東日本大震災からの復旧・復興需要の高まりによる労働力や建設資材等の確保が逼迫し、年度内の事業完了が困難となった事業について事故繰越と決定し、事故繰越繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令の規定に基づきこれを報告するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） それでは、議案書の4ページをお開きください。

平成24年度南三陸町一般会計事故繰越繰越計算書でございます。様式等につきましては、町長が提案理由で申し上げましたとおり、明許繰越の規定を準用する形になってございますので、同様の様式となっているところでございます。

今回、事故繰越として4事業繰り越しをさせていただきました。

まず、上から3件、東日本大震災に伴う災害廃棄物処理、それと農道災害復旧事業、漁港施設災害復旧事業、この3つの事業については、先ほど大瀧議員に説明申し上げましたけれども、平成23年度から平成24年度へ一度明許繰越をした事業でございます。特に漁港施設につきましては5つの漁港の整備になります。漁港名を申し上げますと、ばなな漁港、葦の浜漁港、荒砥漁港、水戸部漁港、津の宮漁港、この5つの漁港に係る10の工事を今回事故繰越とさせていただきました。

事故繰越の理由につきましては、説明欄に記載のとおりでございます。基本的に東日本大震災等の復旧工事が多くなりましたので、資材、またマンパワーの不足等でやむなく事故繰越とさせていただきました。

最後に掲載してございます職員の防災服等の購入事業でございますけれども、これは24年度の事業でございましたが、納期内の納入が難しいということで、これも事故繰越とさせていただきましたけれども、本事業につきましては既に新年度に入りまして事業完了いたしてございまして、完了検査も終了してございます。書面上事故繰越として調製はさせていただきました。

上段、3つの事業の完了見込みについて申し上げます。

まず、災害廃棄物の処理委託につきましては25年11月末を予定してございます。農道災害復旧事業につきましては25年7月でございませう。最後、漁港施設につきましては、完了時期がこれまちまちでございませうけれども、早いもので25年8月、最終26年2月を予定してございませう。

繰越財源につきましては明許と同じく既収入特定財源と一般財源の合計額12億1,211万9,275円でございませう。この額を繰越金として翌年度に特定財源として繰越処理をさせていただきます。

以上でございませう。よろしくお願ひいたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。11番及川 均君。

○11番（及川 均君） 2点ほどお伺ひします。

事故繰越でありますが、人員及び資材の確保に時間を要するという理由は理解をするわけですが、先般歌津地区において生コンがまた業務を開始したということですが、今後の生コンの見通しです。町内における生コンの見通しというのはどういう見通しなのか、そこらをお聞かせください。

次に、漁港施設整備ですが、防潮堤の設計基準を河川基準から海岸基準に見直し整備が必要となったということですが、この辺のところをもう少し説明いただきたい。以上です。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 2点ございました。

1点目の生コンの供給の見通しでございませう。先般、歌津地区にプラントが1基増設、新設になりました。それで、年間2万から3万トンの増量ということでございませうが、それでもまだまだ足りないという状況でございませう。ただ、歌津地区の工事に関すればそれで何とか回していけるのかなという状態でございませうので、今後業界のほうでも増設を考えているようでございませうので、その辺を見込みながら事業の見通し等を考えていきたいというふうを考えております。

それから、防潮堤の基準でございませうが、23年の多分7月だと思ひました。粘り強い構造の断面ということで、標準断面が設定をされました。それは河川の考え方による堤防でございませう。

一方、国土交通省の中にも旧建設省と運輸省がございませう。運輸省のほうでは港湾事業をやっておりますが、その港湾事業の防潮堤の考え方と河川の考え方、若干の違いがございませう。

た。簡単に申せば、運輸省基準であれば若干断面が小さくできると。同じ8.7メートルでも幅が狭くできるということでしたので、当然その辺につきましては事業費にかなり影響がございますので、同じ効用を持つものであれば安いほうがいいということがございますので、そこで見直しをかけるという作業をしているところでございます。

○議長（後藤清喜君） 11番及川 均君。

○11番（及川 均君） 生コンであります、これでもなお足りないんだという見通しだということですが、この見通しはないのかと。あと生コンの予定です。そういったものはないのかどうか。一般的にはまだまだ町内にいろいろと戸倉とか、あるいは予定地を見ているとか、さまざまうわさはあるわけですがけれども、具体的な予定というものが町当局のほうには立っておるのか、つかんでおるのか、その辺のところ。できるものは、それはいつから供給できる体制になるのか。

最終年度、27年度中にはという、防潮堤から漁港から、これから来年、再来年ということでやるんですが、生コンを練っても練っても足りないと思うんです。これから生コンの工事だけですから。防潮堤は余り要らないかもしれないけれども、防波堤とか港湾、荷揚げ場というのは生コンの固まりみたいなものですから、そうしたときにそれまでに体制が整うのかどうかです。27年度になってもまだ半分しかないやと、生コンがないんだというふうなことにならないのかどうか、その辺のところの見通しです。お聞かせください。

それから、この基準の見直しによって、役所の縄張りみたいなものかなと思うんですが、こうしたことで事業の見通しがおくれていくということ自体が私なんか疑問に思うんです。こうしたことによって漁港工事のおくれも出て、最終のものが来年の2月までかかるんだというふうなことのようですけれども、またしてもこれ、またぞろ次の漁期にまでかかわっていくのかなと。秋から来春の生産期までの漁期にかかっていくのかなと思うんですが、この辺のところもっと促進できないものかなと。これらの何を。今、事故繰越になってしまいますから。もうこうしたことのないようにできるだけそこを促進してもらいたいと思うわけです。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 生コンのプラントの増設でございますけれども、現在私のほうで知っておりますのは2件あると。1件が戸倉地区で民間の業者がつくるということで、現在開発の協議をいただいているところでございます。それから、もう1件が国土交通省主体とした、どちらかという行政側でつくる、指定をしてつくっていただく施設でございます。こ

これは臨時的なものでございまして、災害復旧・復興事業が終了した段階で解体をするということをご前提につくるものでございまして、当然限られた年数の中で償却をするということで、かなり単価が高いような設定でございます。どちらかという国、県事業向けのプラントということでございますので、町が使えるような単価でもございませぬので、できれば今回現在ある2軒のプラントで、それから、もしそれでも足りない場合は隣の登米市のプラント、もう時間的に供給が可能でございまして、その辺を含めながら対応してまいりたいというふうに考えております。

その断面の見直しでございましてけれども、本年、防潮堤の部分の見直しということで、とりあえず当初町のほうの考えといたしましては水揚げ機能を一日も早く回復をしたいということで、物揚げ場であったり船揚げ場であったり、防波堤の復旧をまずもって最初にやるということで、防潮堤につきましてはその次という考え方をしておりました。

たまたまそういう作業をする中で、県も含めて、いずれ会計検査等が控えていますので、基本的には経済的な断面で復旧することが求められていますので、そこは時間をかけても検討をして、しっかりとした方針を決定後に工事に着手したいということでございまして、その辺だけはちょっとご理解をいただければというふうに思っています。

○議長（後藤清喜君） ほかに。1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 10款の1項の切曾木の橋梁ですか、この場所というのは今あそこに2つの橋があつて、1カ所が被災して新しく復旧されたんですけども、もう1カ所の橋があつたんですけども、その部分の橋の復旧工事なんですか。その場所を教えてください。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 一番奥側といいますか、2カ所ございます。2カ所のうちの奥側でございまして。もう1カ所はこれから発注ということで考えております。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） その発注、そして完成が25年7月ということなんですけれども、25年7月ということは来月ということだと思ふんですけども、それで果たしてできるのかなと。今何もしないで。多分まだ何もしていない部分だと思ふんです。

そして、一番心配するのは、今全国で異常気象によって大雨による川が増水して橋が埋没するとか、そういった今実例がどんどんやはり南のほうで出ています。そして、切曾木の今復旧された場所のあの橋も1回応急処置をして渡れるようになって、その後また大水が出て、あそこもまた倒壊してとりあえずまたつくったのが今の橋なんですけれども、とりあえず今

もう1個の橋もつくと、近々につくるような話ですけれども、その辺の被災したあの農地部分が低くて、川が氾濫したらどうしてもそっちのほうに水が流れていったときに、橋のたもとがまた川の水に流されて崩落したりとかしないのかと、そういった工事的な面の雨水の対策というか、その辺の対策はされて今回この事故繰越の工事に当たるのか、その辺お聞かせください。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 国道から入るとすぐ町道の西戸橋、多分一番最初にお話ししたのはその部分だと思うんですが、それはバック堤の関係もございまして、それと上にもう1橋、橋があるので、今4メートルの幅員でございまして、2橋合わせて2車線の橋を1カ所にかかけたいということで、今地元も含め県と協議をしているところでございまして、その上にさらに2つございます。

それで、今回事故繰越していますのは、下部工が終わりまして上部工、いわゆる橋桁を現在生コンの打設を行っているところでございまして、これにつきましては工期内に終わることは確実にございます。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 切曾木地区は一番最後のほうにできて、山のずっと奥にあって、一時やはり台風か何か低気圧被害でもって孤立した地区でもあります。その地区への橋梁としたらば、やはりもう頑丈に、しかしながら河川堤防の影響もあるので、なかなかそこまでの構築するのは難しいと。

だから、やはり農地ですね。あの辺の農地の整備から、あと切曾木から荒町に抜ける道路、この辺の整備も今後迂回路として必要となってくるとは思うんですが、そういったもろもろの対策というのは町のほうでは講じているのか、その辺最後にお聞かせください。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 先ほど西戸橋2カ所あるやつを1カ所にまとめて2車線で考えていると申し上げました。その背後につきましては今県営の圃場整備で面的な整備を行うというふうを考えているところでございまして、その面的整備の中で2車線に対応できるくらいの道路用地を確保していただきたいという申し込みをしております。

それで、地域の方ともお話し合いをしております、簡単に申せば今まで2カ所あったものを1カ所に統合するわけでございまして、その辺で幾分道路は広がって走りやすいんですけれども、遠回りするケースもございまして、それで、2カ所、リスク分散からいけば2カ

所あればどちらか一方残る可能性もあるんですが、万が一1カ所しかないものが1カ所落ちた場合迂回路がないということで、今議員がおっしゃるように荒町に抜けるような道路の整備も検討していただきたいというお話もいただいているところでございます。

○議長（後藤清喜君） ほかに。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 予算をとって入札してですね、その工期内に事業ができない、それで翌年度に繰越明許という形なんです。それで、今回事故繰越で、繰越明許してもなおかつ終わらなかったということで事故繰越ということで今ここに報告されているわけですね。

それで、先ほど総務課長のほうからこの見通しというか、工期といいますか、完了、お話がありまして、特に漁港の施設等は早いところは早く終わるんでしょう。順番こといいますか。国のほうの許認可関係もあるでしょうし、設計の段取りから始まるわけですから、なかなかみんな一斉にというわけにはいかないと。だけれども、さてこの事故繰越で今やっているものが終わらない場合に、事故繰越のまた事故繰越というのはあり得ないわけですね。

何を質問するかというと、人材不足とか、あるいは資材の不足だというのは、それは通用するかということなんです。やれるからということで入札にかけて発注したんですから。国の許認可あるいは予算の決定等で年度末に近いところで入札執行したものについては、まあしようがないでしょう。3月まで期間がないわけですから。そのときは繰越明許ということで24年度になるわけですけれども、なおかつまたそれでもできないと事故繰越で今やるわけですから、それも人員不足とか資材不足とかという理由が当てはまるのかということなんです。

できるだけ町民の方々も一日も早い完成を望むわけですね。私もそうなんです。好きこのんでこんな事故繰越で、人材不足とか人員不足とかが出て、当てにも当たらない理由を聞かせられながら、聞きながらやることもないんですけれども、とにかく万が一終わらない場合、どうなるのでしょうか。その辺ですね。

それから、3日ほど前でしたか。河北新報のほうにこの事故繰越が何というか発見されたみたいな記事が載ったんです。あれも見た町民の方々、どんな事故が起きたのさという問い合わせもあって、「いやいや、法制的なこと、法的なこと、いろいろな文言の使い分けがあって、こういうことで事故繰越ということになっているんです」ということを一々説明しないとこれ困るんです。この報告なされたというような記事だったものですから、「いや議員さん、わからないんですか」と、「議会に出たんじゃないんですか」と。「議案書には出ているようだが、まだ詳しい説明は受けていないですよ」という話なんです。

だから、そういうふうに執行部のほうでインタビューされたときに、取材を受けたときにそう書いてくれというお願いをしたわけじゃないかと思うんだけど、ちょっと勘違いといえますか、書く側とすればこのように議案の1つとして皆さんには手渡ししたし、そこに報道機関あるいは傍聴人のために資料を配付してありますから、それが報告ということになったかと思うんですが、ただ実際には我々議員として議会で正式にまだ説明は受けていなかった、報告なかったものですから、報告ということはこの議会でもって提案されたことが報告と私どもは解釈しているわけですが、ただ配付だけで報告という認識はしていないわけなんで、その辺これから報道機関等に取材を受けた場合にはその辺のところもきちっとお話しして、書き方を十分気をつけてもらうようなこともやはり執行部としては今後大事なことじゃないかなというふうに思いますんで、そのことを申し添えておきたいと思いますが、どうですか、その最初のほうの話は。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 1件目の事故繰越の事業が万が一25年度中に終わらなかった場合、現行の繰越制度そのものが地方自治法ができてから、昭和38年度に具体の繰越制度が創設されているという関係上、こういった平時でない対応での繰り越しのあり方というものを想定していないということがまず根底にあるかと思えます。

まだ現行の地方自治法の改正がなされていないわけですので、先ほど申し上げましたとおり事故繰越のあった場合についてはその繰り越した当該年度だけの執行に限るというふうに昭和38年の行政実例も出ておりますので、万が一25年度中に執行が終わらなかった場合は、終わった段階で事業は打ち切って、その出来高に応じた形の支払いで、残りは補正がもうできないものですから予算として、不用として落ちていくと、翌年度の決算に反映されるといった内容になろうかと思えます。当然、終わらなかった事業については改めて新しい年度で予算をとり直して、必要であれば執行していくといった形になろうかなというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） この制度といいますか、昭和38年というふうな話ですが、これは大震災、想定もしていない震災でこういうふうな状況になることは誰も予想もしていなかっただろうし、その法整備をするときにも考えなかっただろうと、それはわかるんですが、ただ、現実には今ある、なっているわけですよ。現実には。年度内に終わらなければ、終わった段階で打ち切るわけにはいかないんですよ。継続してやらなければならないわけですから。新しく

また年度で予算をとると。

それで、もう少し発注側として23年度事業としてやるものが24年度になって、24年度に終わらなかったから25年度にまた延びたんだから、これは受注者といいますか、やはり業者さんにもある程度責任を持ってもらわなければならないと思いますよ。人材不足だ、資材不足だで済まされなくなってくるんじゃないかと思うんです。最初冒頭に申し上げた、それは理屈に合わなくなってくるんじゃないかということを使ったんですけれどもね。

やはり本気になって業者さんの方にやってもらう発注者の責任もありますよ。発注者の責任。終わらなければ。そう思いませんか。私は思いますよ。町長、どうですか、そのときもまたできなければ、人材不足、人員不足、資材不足ということでは言えなくなると思いますよ、町長、そのときは。どういうふうに業者の指導をしていくのか。工期内といいますか、年度内に終わるようなことを指導していくのか、これは発注者側の責任ですよ。終わらないような業者をなぜ選んだの。そう町民の方は言いますよ。いかがでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 三浦議員のおっしゃること、一つ一つ確かにそのとおりでというふうに思っておりますし、当然町民のいろいろな期待に応えるように最大限の努力をしなければならぬというふうに思っております。

当然発注者側の責任、それもある意味全くおっしゃるとおりだろうと思います。ただ、現実的に今私どもの町だけじゃなくて宮城県も含め、他のそれぞれ自治体、そのことによって受注側もリスクを回避するという動向がございまして、そのための不調というものも、結構そういう意味での不調も出ているということも事実でございまして、短期間の中で膨大な事業がそういった業界側に出ていくわけがございまして、受注環境そのものも異常事態だということもひとつご理解をいただきたいというふうに思います。

ただ、それはそれで理由になるかならないかわかりませんが、発注者側として一定の工期を定めて発注をして契約をするわけがございまして、その契約どおり完成を目指していただくというのは当然でございまして、発注側としてもそれは業者側を督励をしながらできるだけそういったものの完成を目指していきたいということについて、今後ともそういう意識はしっかり持ちながら進めてはまいりたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 理由についてはいろいろとあるでしょう。言いたいこともわかるんです。ただ、副町長、よその町もそうだからとか、宮城県もそうだから、そのために不調があるか

ら我が町もということは、これはやめてもらいたい。我が町は我が町ですから。やはりおくれることによって町民の方々が不利益をこうむっているわけですから、不利益を。収入を得るものも得なくなってくる。特に漁港関係はですね。その辺のところをわかってもらわないとですね。よそもそうだからうちも仕方ないんだろうなんていうことは、これはあってはならぬことでありまして、ぜひ発注者側としての指導監督、これをやっていただきたいと強く要望します。終わります。

○議長（後藤清喜君） ほかに。2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） 前者にかぶるんですが、23年度から24年度へ明許、それから事故というふうなことで繰り越されてきて、その中でこの内訳の数字を見ているんですが、民生費あるいはその下の部分のような繰越額であれば事業の内容はそうなのかなと思っているんですが、この漁港施設の災害復旧事業については相当繰り越されるというようなことで、その中でこの理由、人員等々の。これは今のところ解消されているというか、補充等々が進んでいるのか。その事業を進めていく中で。その辺あたりと、それから、5港の中で25年8月から、あるいは26年2月までというようなことで、一番早いところ、遅いところの説明をお願いします。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） まずもって繰越額でございます。9億円のうち7億円が繰り越されてというご質問でございますが、7億円そのものが仕事が残っているということではございません。本来であれば3月31日付をもって出来高を出して、出来高相当部分をお支払いをして、残った額を繰り越すというのが本来の手續だとは思いますが、今回出来高分の精算をしておりません。それで、前払い金を支払った以外の分全て繰り越しということでございますので、9億円のうち7億円の仕事が残っているということではないので、そこだけご理解をいただければと思います。

それと、工期で早いものと、それから遅いものということでございますけれども、25年8月に完了見込みなのがばなな漁港の中山地区の物揚げ場が8月に完了する予定でございます。それで、一番遅いのが荒砥漁港の26年1月、これが一番遅うございます。ただ、荒砥漁港につきましては、きょう現在約200メートルもの揚げ場がございますけれども、そのうち100メートル部分についてはもう供用開始をしているということでございますので、通常の漁業活動には支障はないのかなというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） 数字だけでそのような今質問したわけですが、そうすると仕事の内容的には、仕事の量と申しますか、そういうものは数字とは逆に余り残っていないというふうな解釈でよろしいですか。

それで、残ったその事業に対しての不足している今の人員あるいは資材、こういうもので対応できるのか、できないのかです。例えばできなかった場合に、26年の最終工事に間に合わなくなってきたと、そういうときに多分業者はそちこちいろいろ請け負っているわけですが、そういうおくれた部分に仕事と申しますか、工事を集中して、ほかの現場が手薄になるというような懸念、そういうところはありませんか。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 工期を守るためにほかの工事に影響はないかということでございますけれども、絶対ないとは申し上げられないというふうに考えております。いずれ町と契約を結んでおるわけですが、町もそうですが、業者も含めて工期内完成を目指していくということではお互いの考えが一致しております。

それで、これまでおくれた理由でございますが、昨日も申し上げたとおり、当初は潜水夫の確保がなかなか難しいという状態がございます。その次に難しかったのが生コンの供給でございます。型枠をセットして、通常であれば次の日、遅くとも2日後には生コンの打設ができるんですが、1週間、2週間たたないと生コンが来ないという状態がずっとこの間続いております。今残っている工事の中を見ますと、そういう意味では1基生コンのプラントが増設になったということで、その供給側の体制は整ってきているのかなというふうに思っています。

それで、工期を設定するときに歌津に生コンのプラントができることを考慮しないで業者との打ち合わせを行っておりますので、供給がうまくいくことを前提に考えれば工期内に終わるものと、終わらせられるように町としても頑張っていくという状況でございます。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） この潜水夫あるいは作業員というのは工事当初から懸念されていたわけなんです、この潜水夫につきまして恐らく請負各社が個々に募集というか、採用しているわけじゃないと思うんです。多分限られた業者が全てそれをやっているんだろうと思いますが、そこに少し無理があるのかなと、そんなような考えもあるわけです。

前者が申し上げましたように、もう後がないわけですので、事故繰越ですから、この予定している工期にぴたっと合わせるように、また、一日も早く完了するよう指導していくべきだ

ろうと思いますので、努力していただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） ほかに。4番阿部 建君。

○4番（阿部 建君） 皆さん指摘しているとおりでと思うわけですが、けさの新聞だと思いましたが、気仙沼市は事故繰越13億円、当町は11億円ですか、そのような内容のようですけれども、この理由です。前者の方々も指摘しておりますが、事故繰越の理由には本当はこれはないんです。本来の事故繰越の理由にはね。

人が足りないとか資材がとかと、災害ですから、大災害ですからこれもしようがないのかなというふうに理解をするわけですけれども、このような資材が足りない、人員が足りないなんていうのは事故繰越の本来は理由にはならないんです。それでは、何が本来の事故繰越の理由なのかというものを課長はどのように考えているのか、その辺の考え方。

それから、事業量、気仙沼がとんでもない事業量なわけです。そんな中で13億円。本町は小さい、仕事量も少ない中でのこの事故繰越。当初契約をする段階から非常に厳しいものがあつたと私は指摘した記憶がありますが、これ工期内に終わるのかと。決めますと、気張りますというような答弁を。仕事の内容はわかりませんが、そんなふうなことをお伺いした記憶があります。

そのようなことですので、25年11月、私はこの事業で結果を見るか見ないか、それはわかりませんが、やはりそのような観点から事故繰越、これはもう皆さん指摘しているように1年限りですから、あとは総務課長が説明したとおりです。そのような中で、少し他の災害だからといって無理があつたのではないかなと。契約の無理です。

そのような観点から考えれば、契約の方法、前者も言っていましたが、そのようなものに無理があつたのかなと。生コン工場が完成しても、そこに潜水夫あるいは人員が整わなければ、生コンだけあつたってどこだりなんだり生コンをまくわけにいきませんから、そのようなことが、そのバランスがとれていけるのかどうかです。その辺。大変な時期ですから、災害で大変な時期で、一所懸命皆さん方やっているだろうと思いますが、やはり我々はだからと黙っているわけにもいかない。これからということもありますので、やはり契約の方法、相手、それらを検討する必要があるんじゃないかと私はこの前も申し上げました。どこからでもいいんですから、大手。そして、漁港も何カ所もまとめて発注すればいいんです。5カ所も3カ所も。そうすれば潜水夫も人員も行ったり来たりできるんです。都合よく仕事が進むんじゃないかと思いますが、それら、総体的に今後の事業展開の進め方についてどう考えているのかお伺いいたします。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 何点かございました。もし抜けていたら後で追加をしたいと思います。

1つが事故繰越の理由として現在挙げているのが適正であるかというご質問だったと思います。なかなかそこまでいきますと私も答えを持っていない状況でございまして、とりあえず本来であれば年度内に完成するのが本来の形であるということは私も理解をしております。ただ、今回のようにこれまで誰も経験したことのないような状況の中での発注でございますので、当然我々も想像しない部分が発注後に出てきております。そういう面では、当初予想しない部分ということで事故繰越もやむを得ないのかなというふうに考えてございます。

それから、発注方法でございますけれども、当然我々といたしましても一日も早い完成をということで作業をしているところでございます。本来であれば業務量からいって当然1年間でこなせる量ではないだろうというふうには考えております。しかしながら、では年間やれずつ発注していったらそれこそ完成がいつになるかわからない状況でございまして、ある意味無理は承知で発注をしているという状況でございまして。そこはご理解をいただければというふうに考えております。

それから、今後の発注でございます。先ほど議員さんからいただきましたお話、実はこれから執行するに当たりまして、後ほど債務負担のご提案をさせていただきたいというふうに考えております。それにつきましては、ある程度の数をまとめて、ある程度の期間を設定をして、今議員がおっしゃるような形で対応したいというふうに考えているところでございます。

○議長（後藤清喜君） 4番阿部 建君。

○4番（阿部 建君） 事故繰越の中身は、皆あるんです、皆わかっているんです。そんな人が足りないとか資材が足りないということではないんです。ただ、何度も言いますが、災害、こういう想定外のとんでもない災害のためにそういう人員の関係、資材の関係ということです。

しかし、それにも程度というものがあるんです。程度。気仙沼市とこの南三陸町は予算の規模がとんでもなく違うんです。それが気仙沼に匹敵するような金額の事故繰越が果たしてこの理由に合致するのかということです。そうことだったら、無理だったらば別な契約方法をとったらどうですか。だから、いいと言うんです。地元でもできない場合は大手なり、全国どこからでもいいんですから。そういう方法もあるんだということです。そして、できるだけ本当にやむを得ない……では、読みますか。ちょっと長くなりますけれども。事故繰越の。

ただ、災害だから今読んでも何だけれども、工事中に避けがたい事故、風水害、それらが工事中に起こった場合。簡単に言えばです。そんなことなんです。そんな人が足りないとか資材が足りないなんていうのは。まあ災害だから。そういうことでしょう。実際はそういうふうになっていますので、余り今後、何度も言うようですけれども、契約をするときに無理な契約じゃなくて、やはりできると思ってもできませんから、そういうふうに想定外のことが起こるんですから。工事中にも災害が来るかもしれないので。できるだけそういうふうに契約の方法を考えて今後進めていただきたいと、そういうふうに思いますが、いかがですか。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 今後ともなるべく事故繰越がないように発注については注意してまいりたいというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これより報告第2号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり受理されました。

ここで、暫時休憩をいたします。再開は2時30分といたします。

午後2時14分 休憩

午後2時30分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 報告第3号 平成24年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計事故繰越し繰越計算書の報告について

○議長（後藤清喜君） 日程第5、報告第3号平成24年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題といたします。

職員に報告を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました報告第3号平成24年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計事故繰越し繰越計算書の報告についてをご説明申し上げます。

平成24年度予算のうち、管渠掘削作業における海水の浸入などの影響により年度内の事業完了が困難となった事業について事故繰越と決定し、事故繰越繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令の規定に基づき、これを報告するものであります。

細部につきましては上下水道事業所長からご説明を申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（三浦源一郎君） 議案書の6ページをお開き願います。

本件に関しましては、当初工期を25年3月20日までとされていたものでございますが、説明欄に記載の理由等によりまして工期を3月29日まで延期したものの完成ができず、事故繰越とし4月15日まで延期したものでございます。完成は4月8日でございます。4月12日に完成検査を行っております。金額等については記載のとおりでございます。よろしくお願います。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより報告第3号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり受理されました。

日程第6 議案第60号 南三陸町災害危険区域設定条例の一部を改正する条例制定について

○議長（後藤清喜君） 日程第6、議案第60号南三陸町災害危険区域設定条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第60号南三陸町災害危険区域設定条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、建築基準法第39条の規定に基づき災害危険区域を指定するとともに、災害危険区域内における建築を制限したため、関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） それでは、議案書の8ページをお開き願いたいと思います。

議案第60号災害危険区域設定条例の一部改正について細部説明させていただきます。

今回の条例改正につきましては、大きく分けて2つの項目がございます。

1つ目は、第2条の区域の中で志津川字大森、戸倉字長清水にそれぞれ1筆ずつ追加するものでございます。具体の場所につきましては議案関係参考資料6ページ及び7ページにその位置をお示ししてございます。いずれにおきましても、本来災害危険区域に設定すべき場所について事務で見落とししていたということで、大変恐縮ですが今回改めて追加設定するものでございます。

2つ目といたしまして、第3条の条文を改正するものでございます。議案関係参考資料の5ページをお開き願いたいと思います。

現行条例におきましては、災害危険区域における住居の用に供する建築物の建築を禁止するという規定としてございますが、住居の用に供する建築物だけの条文ということでやや曖昧な表現を具体的に明記するため、今回改正をしたものでございます。改正案の1号から5号に分類し、建築制限をいたします建築物を記載してございます。

詳細につきましては議案関係参考資料の8ページをお開き願いたいと思います。

まず、区分の1号でございますけれども、居住の用に供する建築物といたしまして、いわゆる専用住宅、共同住宅、いわゆるアパートなどでございます。

なお、建設工事に伴います仮設宿舍の建築については制限を除くものでございます。

2つ目といたしまして、建築基準法施行令で規定する児童福祉施設等ということで、児童福祉施設や老人福祉施設などで、詳細については記載の内容に記載されているものでございます。

3つ目といたしまして、旅館業法で規定する旅館業の営業に供する施設ということで、ホテ

ル営業、旅館営業などの施設でございます。

次に、9ページに参りまして4号でございますが、医療法に規定いたします20人以上の入院患者施設の病院、19人以下の入院または入院施設を有しない施設の診療所についても制限をするものでございます。

最後に第5号でございますが、宿泊設備を有する研修施設ということで、具体的には企業の社員向けの研修施設等でございます。

なお、これまで震災後の地域説明、災害危険区域等の設定に係る地域説明や問い合わせにつきましても、住居の用に供する建築物という考え方として今回の改正とあわせたような同じような考え方で説明をこれまでもしてきておりましたが、改めてその建築物を明記したものでございます。

説明は以上でございますが、よろしく願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 条例は公布の日から施行するという事なので、これはいつになりますでしょうか。というのは、第3条の（1）居住の用に供する建築物ということで建てられないことになっているんですが、さっと見ますと建てているところがありますので、そういうところはどうなるのかなと思って今質問しているんですが、いかがでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 居住の用に供する建築物の建築行為が見受けられるというご指摘の中で、附則におきまして公布日から施行するというのはどうかというご質問でございますが、既にこの類いのものについては災害危険区域設定条例で既に規定をして制限をかけてございますので、特に急ぐべきある一定の期日を指定して条例を施行するに至らないという判断の中で公布の日からといたしております。今回の議決をいただいた上で所定の手続を経て速やかに施行をいたしたいというふうに考えております。

ちょっと説明不十分だったので、現に建築している部分ということでございますが、それは町の災害危険区域設定条例を指定する前に既に被災直後からいわゆる取りかかっていたというものでございます。その指定日以降は確認申請が来るたびに県の建築主事のほうから照会等が来まして、災害危険区域に入っているかどうかの確認をした上で申請を許可しているといったような状況でございます。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 多分災害危険区域が設定される前に建てたのでいいんだというようなことを私聞いたので、その辺が今公布の日にかというのがいつになるのだということちょっと質問したわけなんです。そうしますと、災害危険区域に設定される前に建てたものについては認めると、そういうふうに解釈してよろしいですか。明らかに災害危険区域だと思ふようなところに建てている人たちもいるので、そういうときはこのままそのとおりに認めていくという方向でよろしいのでしょうか。その辺をもう一度お願いします。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 認めるのか認めないのかという部分とはちょっと観点が違うのかなと思います。条例の施行日以前から、区域を設定する以前からそういった建築行為に取りかかって、その後に条例で区域を設定したといったような経緯がございますので、その間に建て始めた、あるいは建てたものについては既存の不適合な住宅であるという取り扱いの中で今後安全性の確保と啓発活動を町として行政指導はやっていかなければならないというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 今から行政指導をしていくという話なんです、建てたものをまた撤去するというわけにはいかないような気もするので、本当にその辺はちょっと微妙だなと思ひながら私は見ていました。本当に災害危険区域の設定する前に建てたからいいんだよという話も聞いたので、今確認したので、本当に今後どうなるのかなと心配しているところであります。以上です。

○議長（後藤清喜君） ほかにありませんか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第60号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第61号 財産の取得について

○議長（後藤清喜君） 日程第7、議案第61号財産の取得についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第61号財産の取得についてをご説明申し上げます。

本案は、志津川中央地区における津波復興拠点整備事業用地の取得について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。復興用地課長。

○復興用地課長（佐藤孝志君） それでは、細部説明をさせていただきます。

初めに、財産を取得する場所についてご説明したいと思いますので、議案関係資料の10ページをお開きいただきたいと思います。

本町におきまして津波復興の拠点となる市街地形成を図るべく、津波復興拠点整備事業を計画している地区は、以前もご説明をしておりますが、役場庁舎、診療所周辺の志津川東地区と志津川中央地区の2カ所であります。今回議案をご提案しております志津川中央地区の津波復興拠点整備事業の場所は、志津川小学校校舎の北東部に位置し、現在文化財調査をしております新井田地区の丘陵地であります。

次に、11ページをお開きいただきたいと思います。

津波復興拠点整備事業の計画区域は青い線で囲まれた区域であります。大まかには志津川小学校、JR気仙沼線及び城場トンネル、国道45号、二級河川新井田川に囲まれた17.4ヘクタールの区域であります。全体の土地利用につきましては、一般住宅用地、公益的施設用地、災害公営住宅のほか、道路、公園などを計画しております。

今回財産の取得に当たり議会の議決となる土地であります。中央に赤く塗っております新井田78番地の山林1筆、面積は7,315平米ほどであります。これまで津波復興拠点整備事業用地として新たに土地を取得し、また、土地所有者から着手の承諾を得ながら、立木伐採、文化財調査を実施してきたところですが、新たに新井田遺跡など埋蔵文化財の追加調査などを早期に実施することになったことから、今回山林1筆を先行取得するものであります。

次に、12ページをお開きいただきたいと思います。

取得する代金につきましては、土地代636万4,580円、立木101万6,976円、合計いたしまして738万1,556円であります。

土地の取得単価につきましては、取引事例をもとに標準値の価格を決定し、標準値と今回取得する土地の批准により870円と決定したものであります。また、立木につきましては杉、ヒノキなどがありますが、樹種ごとに直径、本数を調査し、損失補償基準により積算したものであり、補償する総本数は1,391本となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第61号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

本日は、議事の関係上これにて延会することとし、明21日、午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上これにて延会することとし、明21日、午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日は、これをもって延会といたします。

午後2時49分 延会